

【最終案】

「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プラン

令和8（2026）年 ～ 令和12（2030）年

広島県

知事挨拶

目 次

第 1 章 策定に当たって

第 1	策定の趣旨	2
第 2	プランの位置付け	3
第 3	計画期間、概要	3

第 2 章 社会情勢の変化

第 1	これまでの取組	5
1	「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の基本的な考え方	5
2	運動の成果	7
第 2	社会情勢の変化	10
1	防犯意識づくりの必要性	10
2	自主防犯活動の担い手減少	10
3	子供たちを守る取組の必要性	10
4	急速なデジタル化	10
5	詐欺被害の拡大	10

第 3 章 目標と基本的方向

第 1	運動目標	13
第 2	取組の基本的方向	14
第 3	重点取組	15
第 4	施策体系	16

第 4 章 施策の展開

第 1	安全安心なまちづくり	18
I	意識づくり	18
1	防犯意識の向上	18
2	規範意識の向上	21
II	地域づくり	22
1	子供の安全確保	22
2	女性の安全確保	24
3	高齢者の安全確保	25
4	持続可能な自主防犯活動の推進	26
5	事業者による防犯対策の推進	27
6	健全で魅力あるまちづくりの推進	28

Ⅲ 環境づくり	29
1 防犯に配慮した生活空間の整備促進	29
2 被害者支援と再犯防止	31
3 多文化共生のための環境整備	33
4 安全なサイバー空間の確保	34
第2 安全安心をもたらす警察活動	36
Ⅳ 警察活動の強化	36
1 犯罪抑止活動	36
2 犯罪検挙活動	40

資料編

○ 令和5年度県政世論調査	42
○ 令和7年「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の施策検証調査	43
○ 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例	50
○ 防犯指針	55
○ 地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則	56
○ 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約	58
○ 参考指標一覧	59
○ 「減らそう犯罪」キャンペーンロゴとマスコットキャラクター	61

コラム 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動とは？

地域コミュニティの希薄化、規範意識の低下、青少年を取り巻く環境の悪化、長引く経済不況などの社会情勢の変化を背景に、広島県では、平成8年ごろから街頭での強盗、ひったくり、自転車盗、車上ねらいなどの身近な犯罪や高齢者を対象とした犯罪が多発しました。

また、少年犯罪の多発や本県における暴走族の取締りの全国的な報道などにより、治安に対する県民の不安は一層広がり、平成13年、14年には、増加し続けた刑法犯認知件数は戦後最多の約6万件に迫る状況にあり、治安情勢は「危険水域」に達しました。

こうした状況を踏まえ、犯罪から安全を取り戻すために、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を展開し、「犯罪の起こりにくい広島県づくり」を目指すこととしました。

「犯罪の起こりにくい広島県づくり」は、県や警察だけでなし得るものではなく、主役である県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、市町等の「多様な主体」がそれぞれ役割を担って行動し、お互いがパートナーとして協働して「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」が両輪として機能することが必要です。



第1章 策定に当たって

第1 策定の趣旨

第2 プランの位置付け

第3 計画期間、概要

第1章 策定に当たって

第1 策定の趣旨

- 安全に安心して暮らすことは、年齢、性別、職業、国籍に関わらず、わたしたち共通の願いであり、犯罪被害に遭わない安全があつてこそ、元気に学校や職場へ行ったり、安心して子育てができる日常生活を営むことができます。

本県では、平成15（2003）年に「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を施行して以来、23年間にわたって「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を進めてきました。

この運動は、県民をはじめ、事業者、ボランティア、関係団体、行政等の多様な主体がそれぞれの立場を活かしながら協力し、誰もが安全で安心して暮らせる、犯罪の起こらないまちづくりを目指すものです。

- これまで、運動を進める上で、取組の方向性や施策の方針を示す行動指針として「アクション・プラン」を計画し、第1期から第5期まで、期ごとに目標を決めて取り組んできました。

その結果、平成14（2002）年に約6万件にまで達した刑法犯認知件数*1は、第5期プラン開始時の令和3（2021）年には戦後最少の11,181件とピーク時の5分の1以下まで減少するなど、大きな成果を上げました。

- しかし、令和4（2022）年から刑法犯認知件数が再び増え始め、令和6（2024）年末現在、3年連続で前の年を上回る状態となっています。

その要因の一つとして考えられるのは、令和に入ってから新型コロナウイルス感染症の蔓延です。

感染拡大防止のため、「密閉」、「密集」、「密接」の三つの「密」を避けることが推奨され、オンライン授業やテレワークの急激な浸透により、外出の機会や対面のコミュニケーションが大きく減少しました。

これまでの生活様式の在り方が大きく変わり、県民総ぐるみ運動で培った地域活動の自粛、接触を避けたための孤立により「互いに支えあえる安全安心なまちづくり」が大きく停滞しました。

さらに、インターネット利用の重要性と必要性の高まりから、デジタル化やSNS等の普及が急速に進んだことにより、SNSを悪用した投資詐欺やいわゆる「闇バイト」などの「新たな犯罪」が日本各地で続発する事態となりました。

- 今こそ「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の原点に立ち返り、県民、事業者等多様な主体がそれぞれの役割を認識して行動し、さらに、お互いが支え合い補い合って協力することが「安全安心な広島県の実現」のために必要となっているのです。

そこで、これまでの取組の成果を踏まえ、より発展させて「日本一安全安心な広島県」を実現するための行動計画として、第6期のアクション・プランを策定するものです。

*1：刑法（道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷罪などを除く）や暴力行為等処罰ニ関スル法律などに規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数をいいます。

第2 プランの位置付け

広島県総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の「治安・暮らしの安全」領域における分野別計画です。

第3 計画期間、概要

1 計画期間

令和8（2026）年から令和12（2030）年までの5年間

※犯罪情勢の変化等に対応し、必要に応じてプランの内容を見直すものとします。

2 概要

- このプランは、県民の生活安全と地域の治安状況を取り巻く社会情勢の変化や安全安心に関する今後の課題を見据えながら、犯罪リスクに的確に対応できるよう取組の基本的方向を定めています。
- 運動目標の達成に向けて、様々な施策を総合的かつ体系的に進めていくとともに、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対して重点的に取り組むことにより、犯罪の起こりにくい広島県づくりをすすめ、県民や広島を訪れる方々の安全安心の向上を図っていきます。

コラム

今なぜ安全安心なのか

産業の活性化、豊かな文化の創造、そして住む場所・働く場所として選ばれる魅力ある広島県は、安全・安心があってこそ実現します。

アメリカの心理学者A. H. マズローは

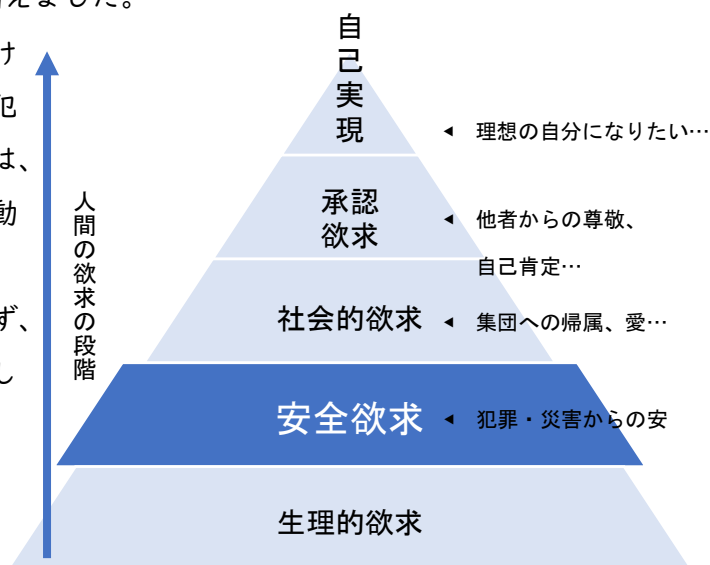
「人間は、自己実現に向かって絶えず成長を続ける」

「原始的・低次の欲求が満たされると、より高次の欲求を満たそうとする」

という「欲求5段階説（欲求階層説）」を唱えました。

マズローの説が常に万人に当てはまるわけではありませんが、人が生きていく上で、犯罪の被害に遭うことのない「安全な社会」は、「産業、教育、地域づくりなどへの社会行動の前提条件」となります。

犯罪によって生活や財産、命が脅かされず、安全に生活することは、県民の皆様が充実した生活を送るための基盤となるのです。





第2章 社会情勢の変化

第1 これまでの取組

- 1 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の基本的な考え方
- 2 運動の成果

第2 社会情勢の変化

- 1 防犯意識づくりの必要性
- 2 自主防犯活動の担い手減少
- 3 子供たちを守る取組の必要性
- 4 急速なデジタル化
- 5 詐欺被害の拡大

第2章 社会情勢の変化

第1 これまでの取組

1 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の基本的な考え方

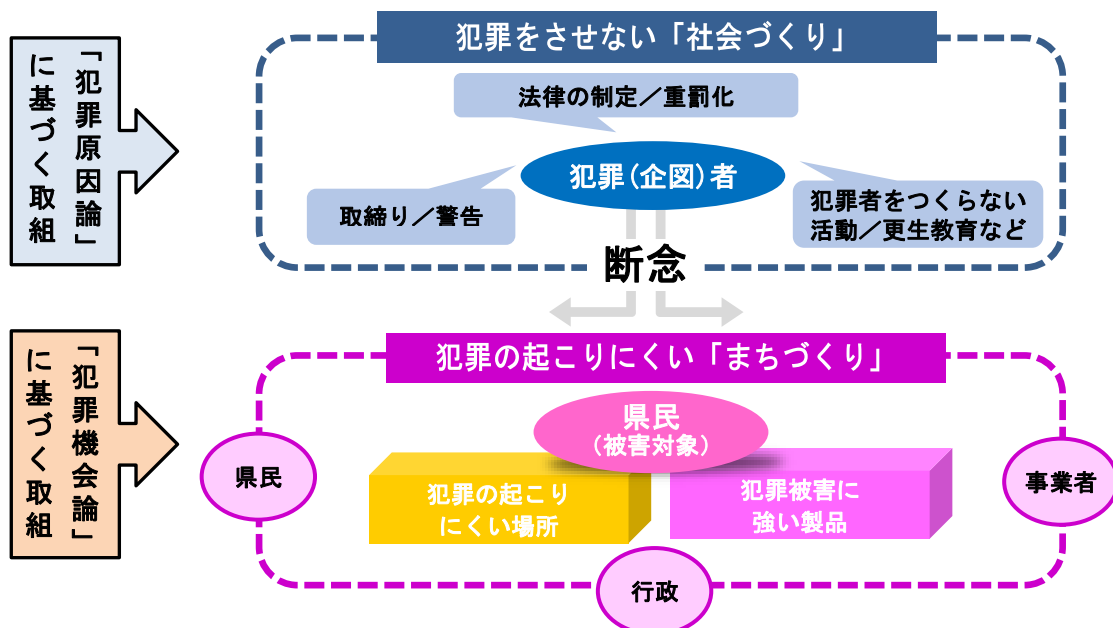
「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動は、平成13、14年当時、刑法犯認知件数が戦後最多となるなど、悪化の一途をたどっていた県内の治安状況を改善し、安全な社会を取り戻すために始められた県民運動です。

その基本的な考え方は、犯罪者を取り締まるだけでなく、犯罪が起こり得る原因、環境、機会を減らして、「犯罪の起こりにくい広島県づくり」を進めていこうとするものです。

この考え方の根底は、犯罪の原因、動機、背景など犯罪者に着目した「犯罪原因論」、被害対象や犯行場所など犯罪被害者（物）や環境に着目した「犯罪機会論」及び小さな乱れの放置が大きな犯罪を生む土壌になるという「割れ窓理論」に基づいています。

(1) 「犯罪原因論」と「犯罪機会論」

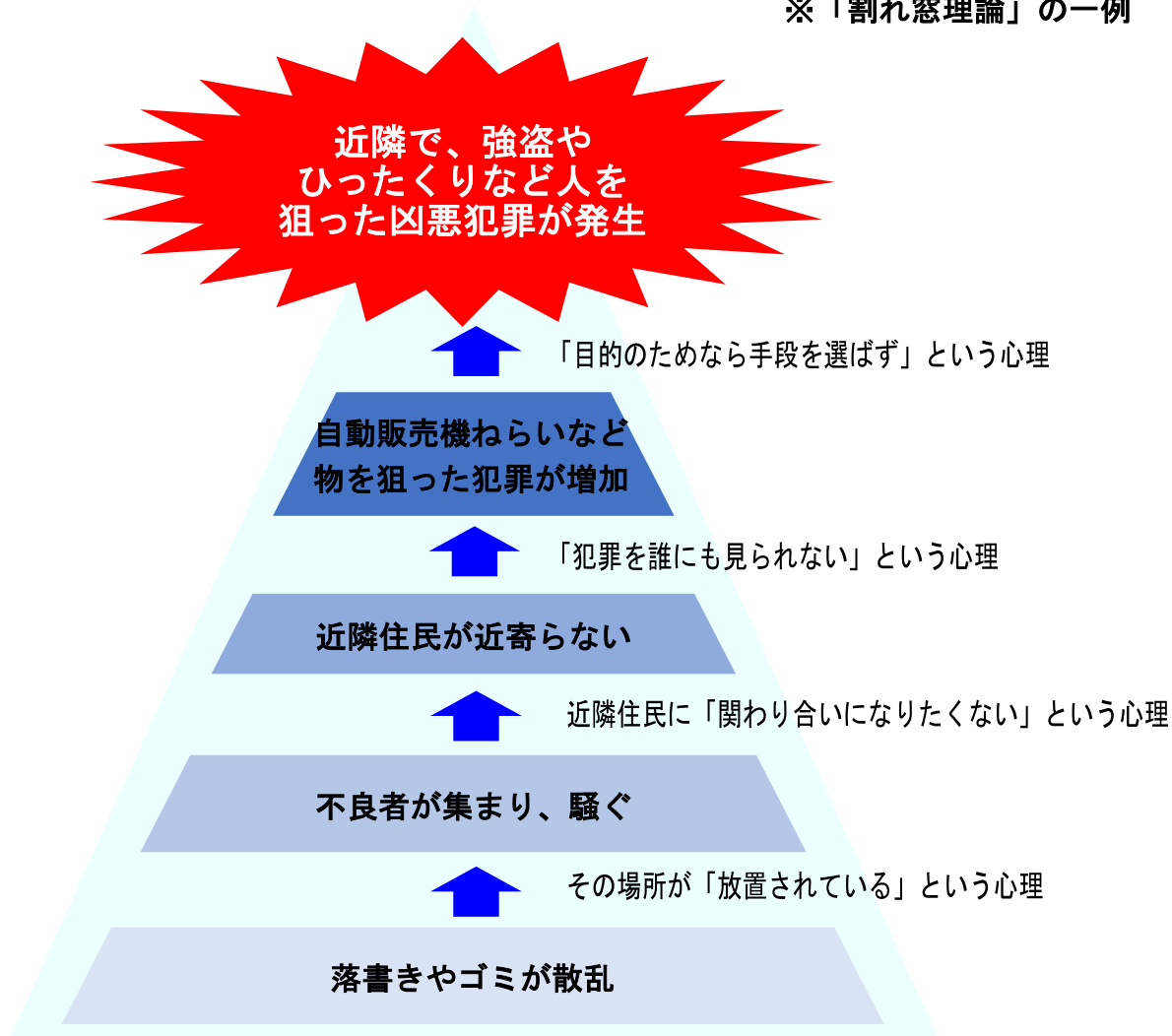
- 犯罪からの安全を確保するために、今日まで様々な取組が進められていますが、それらは、「犯罪原因論」に基づく取組と「犯罪機会論」に基づく取組に大別されます。
- 「犯罪原因論」に基づく取組とは、“なぜ、犯罪者が犯行に及んだのか。”といった、犯罪の原因、動機、背景など犯罪者に着目し、更生教育、取締活動、重罰化など、犯罪者をつくらない・犯罪を起こさせない「社会づくり」に向けた取組をいいます。
- 「犯罪機会論」に基づく取組とは、“なぜ、その人が狙われたのか。”、“なぜ、その場所で犯罪が起きたのか。”といった、被害対象や犯行場所など犯罪被害者（物）や環境に着目し、「鍵をしっかりかける」など防犯意識の浸透、「夜も明るい道路」や「近所同士が声を掛け合う地域」など犯罪の起こりにくい「まちづくり」を進め、犯罪を企てる者に犯行の機会を与えない、断念させる取組をいいます。



(2) 「割れ窓理論」

- この理論は、窓ガラスを割れたままにしておくと、その建物は誰にも管理されていない無関心なものと思われ、次々と他の窓も壊されていき、やがては地域の治安環境が悪化し、凶悪な犯罪が多発するようになるという犯罪理論であり、「些細な乱れ」であっても適切に対処することによって、将来起こりうる凶悪犯罪等を抑止できるというものです。
- 最初はわずかな落書きやゴミの散乱であっても、これを放置することで、「これくらいなら許される」という心理が働き、さらなる落書きやゴミの散乱が増えたり不良者が集まるようになり、犯罪の発生を招くこともあります。
- 公園や地域の清掃活動、落書きの消去活動などにより、身の周りの小さな乱れにいち早く対応することは、将来発生するおそれがある犯罪を未然に防ぐ意味でも大きな効果があるのです。

※「割れ窓理論」の一例



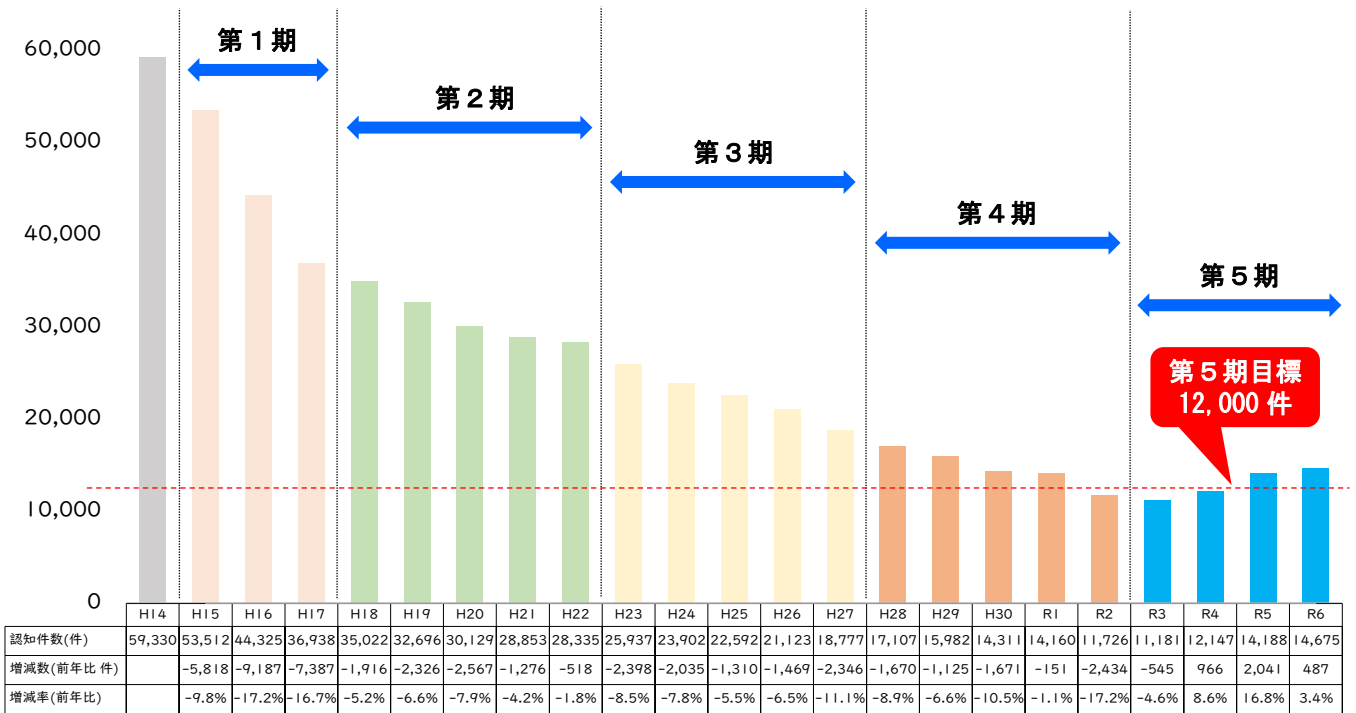
2 運動の成果

「犯罪機会論」や「割れ窓理論」に基づき、

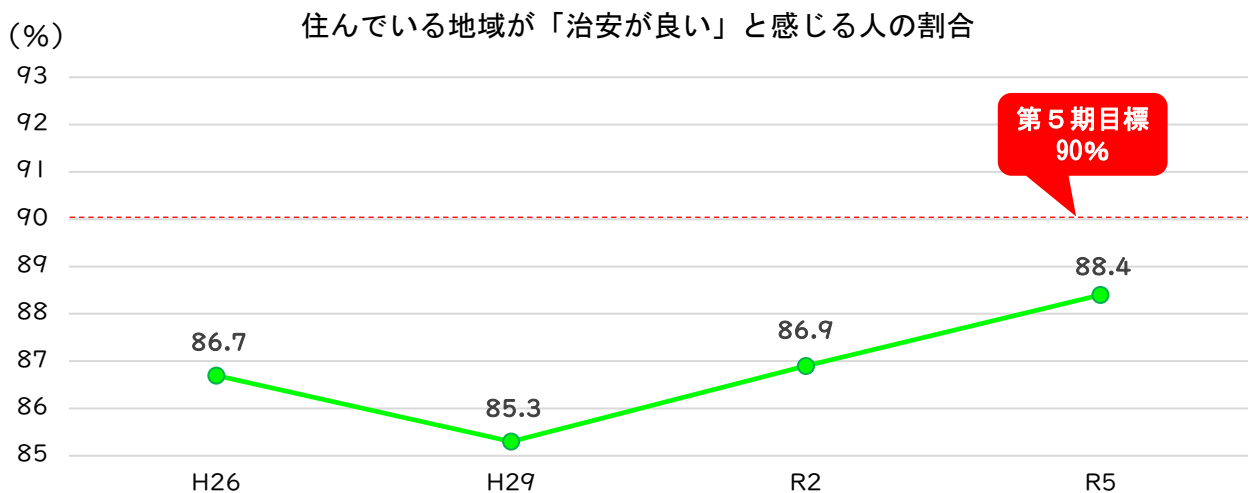
- ・鍵をしっかりかけ、家族や近所で「気を付けて」と声を掛け合い、明るく見通しの良い道路を通して学校や仕事場へ行ける「安全安心なまちづくり」と
- ・県民・事業者の方々の協力により、発生した犯罪を迅速に取り締まる「安全安心をもたらす警察活動」

の両輪により、県民総ぐるみで犯罪抑止活動を進めた結果、運動開始時の平成14（2002）年に県内で約6万件まで発生していた刑法犯認知件数は、令和3（2021）年にはピーク時の5分の1以下にまで減少しました。

(1) 刑法犯認知件数の推移（「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動開始以降）



(2) 体感治安*2の推移（広島県政世論調査*3の結果による）



*2：人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安情勢をいいます。統計数値（犯罪認知件数や検挙率など）で表される治安情勢である「指数治安」と対比されます。

*3：県政に関する様々な課題について県民の皆様の見解・要望を把握し、県行政の推進に資する基礎資料とするために広島県が実施している世論調査です。昭和50年度から平成8年度まで毎年実施しており、平成9年度以降は3年に一度実施することとしています。

安全で安心な広島県の実現は、行政だけで成し得るものではなく、主役である県民をはじめ、事業者、ボランティアなど多様な主体が、それぞれの役割を認識し行動すること、さらに、お互いが支え合い、足りない部分を補完し合うなど協働・連携していくことが必要です。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例は、県、県民、事業者それぞれの責務を定めており（第2条～第4条）、この趣旨に基づいて、各主体が、次のような行動と役割を担っていくことが期待されています。

県

- 広域的な視点から地域全体の取組の方向付けを行う。
- 地域の多様な主体による取組をコーディネートし、地域の実情に応じた支援活動を推進する。

【具体例】

犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた総合計画や防犯指針の策定、市町への安全安心に関する指導・支援、県民への地域安全情報の発信、地域安全マップづくりの開催など

市町

- 県民に最も身近な自治体として、地域住民や事業者等の取組を支援し、道路、公園、学校など県民が日々利用する公共空間・施設が犯罪の起こりにくい場所となるよう、防犯性に優れたまちづくりを進める。

【具体例】

防犯カメラや防犯灯の設置・促進など犯罪が起こりにくいまちづくりの推進、防犯グッズの支給など防犯ボランティアに対する支援、地域住民への地域安全情報の発信など

事業者

- “自らの安全は自ら守る”という自主防犯の意識を高く持って行動する。
- 地域社会の一員として、子供や女性、高齢者など他の人が犯罪被害に遭わないように、声かけ・見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動に参加・協力する。
- 「犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくり」のための取組に参加・協力する。

【具体例】

青色防犯パトロール、防犯パトロール、登下校時における子供見守り活動、防犯・防災訓練などの地域の行事への参加、回覧板やロコミなどによる地域住民への地域安全情報の提供・共有など

県民

- 事業活動を通じて、顧客、従業員の安全を確保するための措置を講じる。
- 地域社会の一員として、地域住民の取組を支援し、地域の安全を確保するための自主防犯活動に努める。
- 「犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくり」のための取組に参加・協力する。

【具体例】

店舗等における強盗や不審者対応訓練、従業員等への地域安全情報の提供・共有、地域における防犯・防災訓練への参加や地域での清掃活動への参加、防犯パトロールなど

警察

- 犯罪の発生を未然に防ぎ、犯罪行為に対して厳正で迅速・的確な対応を図る。
- 治安基盤を強化するための施策を推進し、県民に安全安心をもたらす。

【具体例】

犯罪の発生状況に応じた効果的なパトロール活動、あらゆる媒体を活用した広報活動、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使した重点的な捜査、巡回連絡を通じた地域の治安に関する要望や問題の把握と解決、犯罪や交通事故の予防に関する情報発信など

第1期～第5期アクション・プランの取組と成果（平成15年～令和7年）

第1期アクション・プラン（平成15～17年）	（「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン）	
◇施策体系：(1) 犯罪に強い県民意識の広がり (2) 犯罪の起こりにくい環境づくり (3) 犯罪抑止に効果的な警察活動の展開 ◇目 標：刑法犯認知件数を3年で3割減少させる ◇成 果： 達成 【59,330件(H14) → 36,938件(H17)…… 37.7%減少】		
第2期アクション・プラン（平成18～22年）	（「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン）	
◇施策体系：(1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 安心をもたらす警察活動の展開 ◇運動目標：だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現 ◇行動目標：今後5年でピーク時の半減を目指す（刑法犯認知件数） ◇成 果： 達成 【59,330件(H14) → 28,335件(H22)…… 52.2%減少】		
第3期アクション・プラン（平成23～27年）	（「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン）	
◇施策体系：(1) 安全・安心なまちづくり (2) 安全・安心をもたらす警察活動 ◇運動目標：日本一安全・安心な広島県の実現 ◇行動目標：(1) これまでで最も被害の少ないまちを目指す（刑法犯認知件数 26,095件以下） (2) 子ども・女性を犯罪から守る（数値目標なし） ◇進捗状況： 達成 【25,937件(H23) → 18,777件(H27)】 ※ ただし、行動目標の指標の1つとして掲げた「政令指定都市等を包括する都道府県で最も少ない犯罪率とする」については、16都道府県中第5位(H27)		
第4期アクション・プラン（平成28～令和2年）	（「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクション・プラン）	
◇施策体系：(1) 安全・安心なまちづくり (2) 安全・安心をもたらす警察活動 ◇運動目標：県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる日本一安全・安心な広島県の実現 ◇推進指標：(1) 刑法犯認知件数の更なる縮減（刑法犯認知件数 17,000件以下） (2) 県民の体感治安の向上（治安良好と感じる県民の割合 90%以上） ◇重点項目：(1) 身近な犯罪被害の抑止（身近な犯罪(14罪種)認知件数 8,500件以下） (2) 子供・女性・高齢者等の安全確保 （子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 7,000件以下） (3) 新たな犯罪脅威への対応（特殊詐欺の年間被害総額 5億円以下） ◇進捗状況： （推進指標） 達成 刑法犯認知件数 【17,107件(H28) → 11,726件(R2)】 未達成 体感治安 【85.3%(H29) → 86.9%(R2)】 （重点項目） 達成 身近な犯罪(14罪種)認知件数 【8,871件(H28) → 5,484件(R2)】 達成 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の件数 【6,971件(H28) → 4,584件(R2)】 達成 特殊詐欺の年間被害総額 【約10億7,494万円(H28) → 約2億4,105万円(R2)】		
第5期アクション・プラン（令和3～令和7年）	（「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン）	
◇施策体系：(1) 安全・安心なまちづくり (2) 安全・安心をもたらす警察活動 ◇運動目標：住む人 来る人 誰もが 日本一の安全安心を実感できる広島県 ◇推進指標：(1) 刑法犯認知件数の縮減（刑法犯認知件数 12,000件以下） (2) 体感治安の向上（治安良好と感じる人の割合 90%以上） ◇重点項目：(1) 不安を感じる犯罪の抑止（不安を感じる犯罪(8罪種)認知件数 5,500件以下） (2) 子供・女性・高齢者等の安全確保 （子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 4,800件以下） (3) 特殊詐欺被害の抑止（特殊詐欺の年間被害総額 2億円以下） (4) インターネット利用犯罪被害の防止 （フィルタリング(スマートフォン)の使用率 37%以上） ◇進捗状況： （推進指標） 未達成 刑法犯認知件数 【11,181件(R3) → 14,675件(R6)】 未達成 体感治安 【86.9%(R2) → 88.4%(R5)】 （重点項目） 未達成 不安を感じる犯罪(8罪種)認知件数 【4,662件(R3) → 6,349件(R6)】 未達成 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の件数 【4,337件(R3) → 6,303件(R6)】 未達成 特殊詐欺の年間被害総額 【約4億7,261万円(R3) → 約11億6,678万円(R6)】 未達成 フィルタリングの使用率 【33.0%(R2) → 30.6%(R6)】		

第2 社会情勢の変化

令和の時代に入ってから、少子高齢化や物価高が深刻化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化やデジタル化が進展しました。

特に、外出機会や実社会における人との接触機会が減少し、テレワークやオンライン授業、さらには友人等とのSNS交流等が急速に普及・浸透したことより、「対面／音声」から「非対面／文字」が主流になるなどコミュニケーションの在り方が変容しました。

さらに特殊詐欺*4のほかSNSで犯罪実行者を募集する手口など、「匿名・流動型犯罪グループ*5」による犯罪が増加し、犯罪は悪質化・巧妙化しています。

こうした社会や治安の実情や生活スタイルの変化等を鑑み、本プランを策定するにあたり、特に以下の点を注視しました。

1 防犯意識づくりの必要性

自転車盗や車上ねらい、空き巣などの侵入窃盗の被害は、鍵をかけていない無施錠での被害の割合が高く、鍵をかける、窓は確実に閉めるなど“自分の身は自分で守る”意識をしっかりと持つことが必要となっています。

また、万引きの増加や若者の大麻乱用拡大、非行少年の増加など、安易に犯罪に手を染めない規範意識の向上も必要となっています。

2 自主防犯活動の担い手減少

外出機会の減少、社会全体の高齢化や後継者不足などにより、防犯ボランティアの団体数や構成員数の減少傾向、地域活動の停滞が散見されるなど、自主防犯活動の担い手が減少しています。

3 子供たちを守る取組の必要性

将来を担う子供たちが犯罪の被害に遭うことなく、地域で育むことができる環境は、「安全安心な広島県」の土台となるものですが、子供たちの見守りをはじめとする自主防犯活動の担い手は減少傾向にあり、子供たちが不安に感じる事件等も続発しています。

広島県警が独自に行った県民アンケートでは、「犯罪の取締り以外に取り組んで欲しい施策」の上位に、「子供を犯罪被害から守る取組」が挙げられており、県民総ぐるみで地域で支えあって子供たちを守る取組が求められています。

4 急速なデジタル化

コロナ禍でのリモートワーク、オンライン授業の普及・進展など急速なデジタル化により、対面コミュニケーションが減少しました。

また、SNSの普及やAI技術の発展により、誰でも簡単に情報が発信できるようになり、インターネット上には偽・誤情報や違法・偽サイト等があふれています。

ネットから情報を受信する側においても、いわゆる「闇バイト」に応募したり、オンラインカジノで賭博をしたり、安易に罪を犯すことのないよう、ネットを使う上でのモラル教育や情報の真偽を見抜く力を育むことが重要となっています。

5 詐欺被害の拡大

オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺は、県内各地で被害が継続拡大し、令和6（2024）年末には広島県内での被害総額は11億円を超えました。

また、令和5（2023）年下半期から、SNSを悪用したSNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺が急増し、令和6（2024）年中の広島県内での被害総額は33億円を超えるなど、日々様々な手口が出現して甚大な被害が生じています。

*4：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から金品をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称です。

*5：各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化され、SNSや求人サイトを通じるなどしてゆるやかに結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動をおこなうため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではない特徴を有する犯罪グループを指します。

SNSを取り巻く犯罪情勢

近年、SNSや動画配信・投稿サイト等のデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、インターネット上で膨大な情報が流通し、誰でもこれらを手に入れることが可能となっています。

一方で、SNSは匿名で誰もが双方向の発信を可能とするため、犯罪に悪用されるケースがみられます。

具体的には、

- SNS型投資詐欺*6・SNS型ロマンス詐欺*7
- 薬物の密売
- 児童買春

等に加え、犯罪行為に繋がるおそれのある

- 偽情報・誤情報のSNS上の投稿・拡散

が社会問題となっていて、SNSを含めた情報通信技術の発展により、犯罪の手口はより巧妙化しています。

インターネットを利用した犯罪を防ぐには

インターネットの情報は、便利な情報がある反面、嘘や危険な情報も多く含まれており、情報の真偽を判断するインターネットリテラシーを高める必要があります。

インターネットリテラシーとは、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を意味します。

インターネットリテラシーを高めるために必要な力

「判断力」…ネット情報の正否、危険性の有無、行動の善悪を見極める力が必要です。

「自制力」…ネットは公共の場。興味本位や軽い気持ちで行ったことで思わぬ犯罪やトラブルになることがあるため、誘惑に負けない、周りに流されない力が必要です。

「責任力」…ネットは自己責任が原則。自分の行動に責任が取れる力が必要です。

「想像力」…ネット環境は激しく変化しており、想像を超えたことが起こります。

起こり得るトラブルを想像力、予測力で回避しましょう。

広島県警察サイバー犯罪対策課
イメージキャラクター



彩葉 勝鯉 (さいば しょうり)



彩葉 紅鯉 (さいば あかり)

*6 : SNS等を通じて、会うことなくやりとりを続け、投資アプリに誘導するなどし、実際には利益が出ていないのに偽の表示で儲かっているかのように見せかけて安心させ、架空の投資を継続させながら、投資金名目や利益の出金手数料名目などで金銭をだまし取る詐欺です。

*7 : SNS、マッチングアプリなどを通じて会うことなくやりとりを続け、恋愛感情や親近感を抱かせながら、投資に誘導し、投資金名目や出金手数料名目などで、交際の継続等を前提とした様々な名目で金銭をだまし取る詐欺です。



「減らそう犯罪」推進モデル校指定式

第3章 目標と基本的方向

第1 運動目標

第2 取組の基本的方向

第3 重点取組

第4 施策体系

第3章 目標と基本的方向

第1 運動目標

日本一安全安心な広島県の実現 ～住む人 来る人 誰もが安全安心を実感できるまちづくり

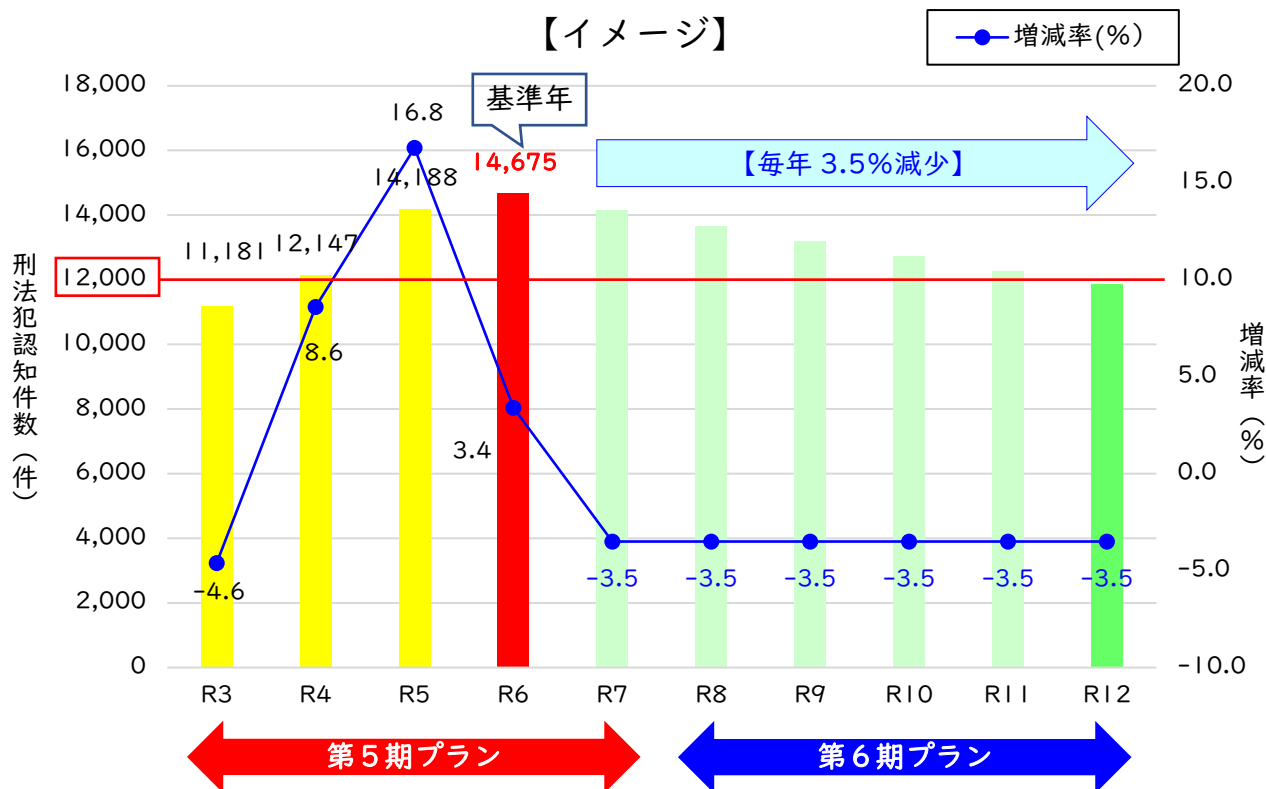
この運動目標の達成度を測る目安として、次のとおり「推進指標」を設定します。

推進指標

- ① 刑法犯認知件数の縮減 …… 12,000件/年以下(※1)
- ② 体感治安の向上 …… 治安良好と感じる人の割合90%以上(※2)

県民総ぐるみでの目標達成を実現するために、「安全」の指標となる刑法犯認知件数と「安心」の指標となる体感治安をそれぞれ達成度を測る目安にして、日本一安全安心な広島県を実現しようとするものです。

(※1) この目標数値は、犯罪の増加傾向に歯止めをかけ、再び減少傾向を取り戻すため、最近の犯罪情勢やこれまでの減少傾向を踏まえ、本プラン策定時点の前年の刑法犯認知件数(令和6年: 14,675件)から毎年の減少率を3.5%ずつ縮減することを目指し設定したものです。



(※2) この目標数値は、広島県が3年ごとに実施する広島県政世論調査において、「自分の住む地域は治安が良く、安全で安心して暮らせる地域と思うか」の質問に対して、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と肯定的な回答の合計が90%以上を目指し、第5期プランに引き続き設定したものです。

第2 取組の基本的方向

県民、事業者、行政等多様な主体が総ぐるみで各種取組を推進し、県民の方々だけでなく、広島を訪れる人々なども実感できる「安全」の向上を図るとともに、県民等の不安を取り除き、「安心」の浸透を図ります。

1 安全安心なまちづくり

(1) 意識づくり

防犯意識と規範意識を高め、県民の「犯罪抵抗力」の向上を図ります。

(2) 地域づくり

地域の見守り機能を再生・強化し、地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。

(3) 環境づくり

防犯性が高く「犯罪予防力」に優れた生活環境の創出と普及を図ります。

2 安全安心をもたらす警察活動

○ 警察活動の強化

タイムリーな情報発信などにより犯罪の発生を未然に防ぐとともに、新たな犯罪にも迅速に対応するとともに発生する犯罪を早期検挙することにより、県民の方々等へ安全と安心をもたらす警察活動を推進します。

コラム

犯罪被害を防止する「3つの力」

- アクション・プランの大きな柱である「安全安心なまちづくり」は、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3つの施策分野で構成されています。

この3つの施策分野の取組が、どのように「安全安心なまちづくり」につながっていくのでしょうか？

- 本プランでは、3つの施策分野で“何をどのようにしていくのか”それぞれの取組の趣旨と狙いについて、「3つの力」を用いて表現しています。

- 「3つの力」とは、

- ・ 一人一人が「犯罪抵抗力」を高める「意識づくり」
- ・ 地域社会の「犯罪抑止力」を向上させる「地域づくり」
- ・ 生活環境の中に「犯罪予防力」を備える「環境づくり」

というものです。

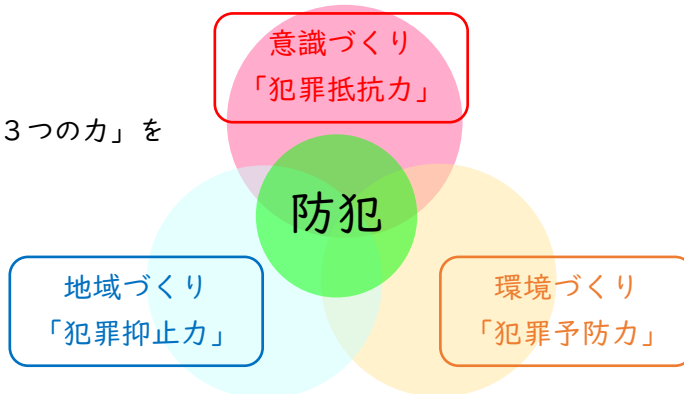
- 「意識」(人)と「地域」(社会)と「環境」(空間)の3つの分野において、

【自分自身で】

【地域みんなで】

【暮らしの中で】

犯罪を防ぎ、被害を無くしていく「3つの力」を高めていきましょう。



第3 重点取組

1 「減らそう犯罪」意識*8の醸成

タイムリーな情報発信や多様な主体と連携した防犯講習会等の開催、青少年の非行防止活動等の推進等により、「自らの安全は自ら守る」という防犯意識と安易に犯罪に手を染めない、加担しない規範意識を醸成します。

2 見守り活動の活性化

多様な世代が見守り活動に参加するための取組の促進や、犬の散歩やジョギングなどをしながら行う「ながら見守り活動*9」の推進などにより、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯活動の担い手を育成し、地域で子供、女性、高齢者等を見守る活動の活性化を図ります。

3 インターネットの安全利用の推進

インターネット利用におけるセキュリティ意識の向上を図るため、防犯教室やセミナーなど、サイバー犯罪*10の被害を防止する対策を推進するほか、ルールやマナーを守り、被害者にも加害者にもならないためのインターネットリテラシー教育や、フィルタリング利用促進をはじめとするSNSに起因する犯罪から子供を守るための取組など、インターネットを安全に利用できる各種対策を推進します。

4 詐欺被害防止対策の推進

日々様々な手口が出現し変化する特殊詐欺やSNS型詐欺に対して、新たな手口に関する情報発信や、国際電話番号を用いた詐欺対策、特殊詐欺において被害金の振り込みや引き出しを行う場となる金融機関やコンビニの窓口対策などを推進します。

5 県民生活に不安を与える犯罪の徹底検挙

パトロールなどの街頭警察活動の強化により街頭犯罪の抑止や安心感の醸成を図るほか、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪やサイバー犯罪など、多様化・複雑化する犯罪に対し、戦略的・効果的な実態解明・取締りを推進します。

運動目標 日本一安全安心な広島県の実現 ～住む人 来る人 誰もが安全安心を実感できるまちづくり



*8：第6期（今期）のアクション・プランの重点取組の一つとして、新たに県民の皆様と呼びかけているもので、「自分の身は自分で守る」とする「防犯意識」と「社会的なルールを守ろう」という「規範意識」の両方を備えた意識のことです。
*9：通勤、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活を行う際、防犯の視点を持って子供などの見守りを行うことをいいます。
また、企業によるCSR活動の一環として、事業者が、日常の事業活動を行いながら子供などの見守りを行うこともいいます。
*10：不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいいます。

第4 施策体系

施策領域	施策体系中項目	施策体系小項目		
安全安心なまちづくり	Ⅰ 意識づくり	1 防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信 多様な主体と連携した防犯講習会等の開催 地域の実情に応じた学校における防犯教育の充実 インターネット利用における防犯意識の向上 	
		2 規範意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・学校における規範意識の育成 青少年の非行防止活動等の推進 	
	Ⅱ 地域づくり	1 子供の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 「登下校防犯プラン」を踏まえた防犯活動の推進 見守り活動の推進 児童虐待防止対策の推進 	
		2 女性の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 性被害防止対策の推進 ストーカー・配偶者暴力被害防止対策の推進 	
		3 高齢者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進 高齢者の活動参画の促進 	
		4 持続可能な自主防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯ボランティア団体等の活動の活性化・定着化 青色防犯パトロール活動の支援 	
		5 事業者による自主防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯CSR活動の促進 職場防犯リーダーによる情報発信 	
		6 健全で魅力あるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健全で魅力ある繁華街・歓楽街の形成 行政が一体となった安全安心なまちづくりの推進 	
	Ⅲ 環境づくり	1 防犯に配慮した生活空間の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅における防犯対策の推進 犯罪被害に遭いにくい製品の普及 防犯カメラ等の設置促進 犯罪の起こりにくい店舗づくりの推進 	
		2 被害者支援と再犯防止	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等への支援の充実 ストーカー・配偶者暴力・性犯罪被害に対する支援 再犯防止の推進 薬物乱用防止対策の推進 	
		3 多文化共生のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のための相談窓口の運営と周知 外国人との共生推進 	
		4 安全なサイバー空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> サイバー空間における浄化活動の推進 サイバー空間の脅威に関する情報共有の推進 インターネット利用における防犯意識の向上【再掲】 	
	安全安心をもたらす警察活動	Ⅳ 警察活動の強化	1 犯罪抑止活動	<ul style="list-style-type: none"> 多発する犯罪の抑止対策の推進 街頭警察活動の強化 特殊詐欺・SNS型詐欺の被害抑止対策の推進 人身の安全に関わる事案への迅速・的確な対応 警察安全相談窓口の周知・適切な対応 効果的な交通指導取締りの推進 テロ未然防止対策の推進
			2 犯罪検挙活動	<ul style="list-style-type: none"> 凶悪犯罪等の徹底検挙 組織犯罪対策の推進



第4章 施策の展開

第1 安全安心なまちづくり

I 意識づくり

II 地域づくり

III 環境づくり

第2 安全安心をもたらす警察活動

第4章 施策の展開

第1 安全安心なまちづくり

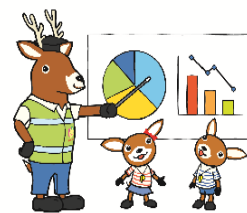
I 意識づくり

県民一人一人の防犯意識と規範意識を高め、県民自らが危険を察知し回避できる「犯罪抵抗力」の向上を図ります。

また、日常生活において互いを尊重し、モラルやルールを守る規範意識の向上を図ります。

取組の方向

- 安全で安心なまちづくりのためには、県民一人一人が“自らの安全は自ら守る”という自主防犯意識を高めるとともに、日常生活におけるモラルやルールを互いに尊重する規範意識を育てることが重要です。
- 生活様式の変化による急速なデジタル化により、インターネット上でのトラブルや投資詐欺等のSNSを悪用した犯罪が急増していますが、被害者にも加害者にもならないため、セキュリティ意識を高め、インターネットを安全に利用する取組が必要です。
- 防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、積極的な広報啓発活動を進めるとともに、犯罪情報や防犯対策に関する情報を提供し、及び防犯講習等を開催・実施して、安全安心なまちづくりへの関心と理解を深めるための取組を進めます。



1 防犯意識の向上

(1) 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信

より多くの県民に必要な情報が届くよう幅広い広報媒体を活用し、最新の犯罪手口・防犯対策に関する情報を発信します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

「防犯」に関心を持ち、警察や自治体から発信される防犯情報を進んで受け取り、犯罪に巻き込まれないよう心がけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」*11のダウンロード件数	12万7,900件 (令和7年10月)



*11：広島県警察が運営している安全安心アプリです。凶悪犯罪などの情報をタイムリーにお知らせする機能やあなたの周りの事件・事故をマップ上に表示するマップ機能、ちかん撃退、防犯ブザーなど様々な機能を持ち、スマホであなたを「おとも」することで、あなたとあなたの大切な人を守ります。

(2) 多様な主体と連携した防犯講習会等の開催

市町、町内会、学校や事業者など多様な主体と連携し、防犯機器の実物を用いた説明や犯罪手口の実演等により参加者に分かりやすく、具体的な防犯行動が身につく参加・体験型の防犯講習会や防犯訓練を実施します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

自分でできる防犯対策に関心を持ち、地域で行われる防犯講習会に積極的に参加しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
防犯訓練（学校を除く）の実施回数	141回 (令和6年中)



(3) 地域の実情に応じた学校における防犯教育の充実

市町教育委員会・学校に対し、計画的な非行防止教室や防犯教室等の実施を指導し児童生徒が危険予測・危険回避能力と社会生活におけるマナーとルールを身に付けるよう取り組みます。

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■ 県民の皆さんへ ■

児童生徒が危険予測・危険回避能力と社会生活におけるマナーとルールを身に付けられるように、適切な防犯教育を行いましょ。

参考指標

取組内容	現状値
防犯教育の取組の実施	小学校 95.0% 義務教育学校 87.5% 中学校 80.9% 高等学校 60.8% 特別支援学校 47.6% (令和6年度)

(4) インターネット利用における防犯意識の向上

日々進化するインターネット環境に適応し、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、インターネットに関する防犯教室やセミナー等を開催するほか、被害防止に向けた注意喚起のための広報啓発活動を推進します。

【環境県民局県民活動課】

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットには「匿名で利用できる」「一度公開された情報は完全に削除することはできない」という特徴があることを踏まえ、適切な利用に努めましょう。

インターネットを利用する犯罪や危険について、国や自治体、警察が発信する最新の情報を入手するよう努めましょう。

インターネット上には、本当かどうか分からない情報があふれています。情報元が本当に信頼できるのか、行動する前に一度止まって考えましょう。

子供が安全にSNSなどを利用できるよう、年代に応じたフィルタリング*12機能を活用しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
フィルタリング利用率（スマートフォン）	30.5% (令和6年度)
サイバー犯罪被害抑止講演回数	52回 (令和7年10月)



*12：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準により選別し、青少年が有害な情報を閲覧できないようにするプログラムやサービスのことです。パソコンや携帯電話機だけでなく、ゲーム機やミュージックプレイヤーなどの無線LAN機能を有する機器にも設定できます。

2 規範意識の向上

(1) 家庭・学校における規範意識の育成

児童生徒の健全な規範意識の育成のため、教職員研修などを通じて、学校における道徳教育や安全教育の充実を図ります。

【教育委員会義務教育指導課】

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■保護者・教職員の皆さんへ■

児童生徒が非行やいじめのない学校生活を送れるよう、正しい知識を身に付けさせましょう。

参考指標

取組内容	現状値
「学校や社会のルールを守っています。」と肯定的に回答した児童生徒の割合	小学校 95.1% 中学校 96.3% (令和6年度)

(2) 青少年の非行防止活動等の推進

非行防止パトロールや非行防止教室の開催などを通じて、学校、地域団体、警察等が連携しながら、青少年のルールとマナーを守る気持ちを養い、非行防止を進め、青少年の健全育成を図ります。

【警察本部少年対策課】

■県民の皆さんへ■

青少年は一時の好奇心から非行に手を染めたり、誤った知識から知らず知らずのうちに事件に巻き込まれることがあります。

地域の青少年に関心を持つことが健全育成に繋がります。

青少年に積極的に声をかけて正しく導き、温かく見守りましょう。

参考指標

取組内容	現状値
刑法犯少年*13と触法少年（刑法）*14の再犯者率	21.7% (令和3～6年の平均値)
警察が行った小学校における犯罪防止教室の実施率	51.7% (令和6年)



小学生に対する犯罪防止教室

*13：犯罪少年（犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者）のうち、刑法犯で警察に検挙された者をいいます。

*14：刑法に触れる行為をした14歳未満の者をいいます。

II 地域づくり

地域で暮らす人々が互いに見守り、支え合う見守り機能を再生・強化し、地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。

取組の方向

- 安全安心なまちづくりを進めていくためには、住民相互の連帯感を育みながら、“地域の安全は地域で守る”という自主的な防犯活動の活性化を図り、互いに見守り、支え合うことのできる地域社会をつくりあげていくことが重要です。
- 県民、事業者、ボランティア及び関係団体など、地域で活動する主体が、それぞれの立場で互いに助け合い、支え合う地域社会が形成されるよう、各主体の自主的な活動を活性化し、協働・連携を深めていくための取組を推進します。
- 子供の見守り活動や、男女を問わない性被害、ストーカー・DV被害防止対策の推進、高齢者の被害防止や活動参画への支援など、県民、市町、関係団体及び事業者等と協力しながら、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進します。



1 子供の安全確保

(1) 登下校防犯プラン*15を踏まえた防犯活動の推進

通学路の防犯の観点による点検を実施して危険箇所に関する情報を把握し、確実に関係者間で共有することにより、登下校時における子供の安全を確保します。

また、地域安全マップ作り*16や防犯教室等を通じ、子供に危険予測・危険回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育を推進します。

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■ 県民の皆さんへ ■

子供たちが安全に登下校できるよう声を掛けてあげましょう。

参考指標

取組内容	現状値
通学路の安全点検の実施	小学校 100% 義務教育学校 100% 中学校 99.6% 高等学校 95.1% (令和6年度)



*15：平成30年6月22日「登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」において策定された登下校時における児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策をいいます。
*16：犯罪が起こりやすい場所（入りやすい・見えにくい場所）を子供たち自身が判断し、その説明を書きこんだ地図を作成することにより、危機回避能力を向上させる取組をいいます。

(2) 見守り活動の推進

子供の登下校時の見守りを始め、多様な主体が、通勤、ウォーキング、買い物や犬の散歩などの日常生活を行いながら、防犯の視点を持って子供等の見守りを行う活動を促進します。

また、社会経験豊富なシニア世代のさらなる参加を促し、社会参画の場を提供します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

防犯ボランティアとして活動する時間が取れない方でも、散歩をし「ながら」、買い物に行き「ながら」、いつもと違う様子はないか、困っている人はいないかなど意識して周囲を見る「ながら」見守りを行うことができます。

買い物などで家の外に出た際に、地域の見守りをしてみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
地域安全推進指導員*17及び職域安全推進連絡員による子供見守り活動回数	5,980回 (令和6年度)

(3) 児童虐待防止対策の推進

複雑化・多様化する児童虐待に対応できるよう、県と市町の適切な役割分担のもと、職員の研修や関係機関とのネットワーク構築等により、市町の対応力強化や県こども家庭センター*18の専門性強化を図り、児童虐待事案に早期把握・早期対応することで子供の安全を確保します。

【健康福祉局こども家庭課】

■ 県民の皆さんへ ■

ご自身が子育て中でない方も、街中やお住まいの地域で困っている親子を見かけたら声を掛けてあげましょう。「これって虐待なのでは？」と感じるケースがあれば児童虐待相談ダイヤル「189」*19へ連絡してください。

子育て中の保護者ご自身が、子育ての疲れや悩みなどを抱え、支援を必要とする時はお住まいの市町こども家庭センターや管轄の県こども家庭センターにご連絡ください。「子育てにやさしい社会」を作ることが、児童虐待の防止に繋がります。

参考指標

取組内容	現状値
体罰によらない子育てをしている親の割合	82.6% (令和2～5年の平均値)

*17：地域における防犯リーダーの育成及び地域・職域の連携を図るため、公安委員会が、地域住民の中から委嘱するのが「地域安全推進指導員」、職域事業者の中から委嘱するのが「職域安全推進連絡員」です。この制度を受け、警察署単位で、地区防犯連合会等が、住民ボランティアである「地域安全推進員」を委嘱しています。

*18：児童虐待、配偶者からの暴力(DV)や児童の発達の状態など、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)」の機能を統合した、広島県の子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。

*19：虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

2 女性の安全確保

(1) 性被害防止対策の推進

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対しては、早期段階で行為者を特定し、先制・予防的に検挙又は指導・警告を行うことによって被害の未然防止を図ります。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察や自治体から発信される不審者情報や防犯対策を進んで受け取り、犯罪被害に遭わないようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
女性に対する声掛け事案等* ²⁰	1,274 件 (令和6年)

(2) ストーカー・配偶者暴力被害防止対策の推進

ストーカーやDVなど、人身の安全を早急に確保する必要性の高い事案については、事案の危険性や切迫性に応じて、行為者に対する検挙、指導・警告など迅速・的確に対処するとともに、市町や関係機関と連携を図りながら、被害者への適切な保護対策を推進します。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDVなどの事案は一人では解決することが困難です。
被害がエスカレートする前に、警察や信頼できる人に相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
ストーカー事案の相談等件数	582 件 (令和6年)



*20：高校生相当以上の女性に対する不同意いせつ等、公然いせつ、痴漢、盗撮、のぞき、暴行・傷害、声掛け、つきまとい、写真撮影などで、被害の届け出に至らない相談等も含んだものをいいます。

3 高齢者の安全確保

(1) 高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進

詐欺や悪質商法、空き巣などの犯罪から高齢者を守るため、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の発生状況、最新の手口や防犯対策について、関係機関や団体と連携し、高齢者サロンや会合などの機会をとらえ、高齢者の記憶に残る広報啓発活動や防犯指導を行います。

認知症が原因となって行方不明となることを防ぐため、高齢者等が必要な支援を早期に受けることができるよう関係機関の連携を強化します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

ひとり暮らしをしている高齢者がいらっしゃれば、積極的にご近所付き合いをするよう努め、世間話の中で詐欺や悪質商法への注意喚起をするなど、地域ぐるみで守りましょう。

ATMやコンビニエンスストアなどで困っている高齢者がいらっしゃれば、詐欺かもしれないと疑い、一声掛けてみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
高齢者被害の刑法犯認知件数	1,345 件 (令和6年)

(2) 高齢者の活動参画の促進

社会参画をしている方は、「安心感」や「生きがい」を感じる割合が高く、高齢者の活躍は社会の活力の維持につながります。

地域社会と接点があると、詐欺などの犯罪被害に遭いそうになった際、友人・知人に相談することにより被害に遭わずに済んだり、孤立感から犯罪に手を染めるということにならずに済んだり、被害者や加害者になることを防ぐことができます。

関係団体等と連携しながら高齢者の社会参画の機会づくりを促進します。

【健康福祉局地域共生社会推進課】

■ 県民の皆さんへ ■

まず、地域とのつながりを持ち、地域を知ることから始めてみましょう。地域で行われる行事や会合に参加してみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
地域活動等への参加率（65歳以上）	70.4% (令和6年)



4 持続可能な自主防犯活動の推進

(1) 防犯ボランティア団体等の活動の活性化・定着化

人々が互いに見守り支え合う地域社会の実現には、地域の防犯ボランティアの活動が欠かせません。

退職者世代をはじめ、児童の保護者や大学生など幅広い世代に対して活動への参加を呼び掛け、自主防犯活動の担い手を確保・育成します。

自主防犯活動を行う地域住民、事業者、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪情報や防犯ボランティア活動の好事例を提供するほか、地域で活躍する安全安心なまちづくりリーダーを育成する「安全安心アカデミー」や防犯ボランティア間の意見交換会を開催するなどして活動を支援します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

年齢や性別にかかわらず、時間の合間を見つけて、お住まいの地域の防犯ボランティア活動に参加してみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
防犯ボランティア交流会の開催	3回 (令和6年)

(2) 青色防犯パトロール*21 活動の支援

防犯ボランティア、関係団体などに対し、青色防犯パトロール車の導入を働き掛けるとともに、定期的に青色防犯パトロール講習会を開催して活動を支援します。

【警察本部生活安全総務課】

■ ボランティア団体の皆さんへ ■

青色防犯パトロールは、「人目に付きやすく、夜間でも目立つ」、「広い範囲でのパトロールができる」などの特徴があり、安全安心なまちづくりに効果的です。

青色防犯パトロール車の導入を検討してはいかがでしょうか。

参考指標

取組内容	現状値
青色防犯パトロール講習会の開催	52回 (令和6年)



防犯ボランティアによる見守り活動

*21：青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動をいいます。一般の自動車に回転灯を付けることは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、所定の手続きを経て自動車への青色回転灯の装備が認められます。

5 事業者による防犯対策の推進

(1) 防犯CSR活動*22の促進

事業者の理解・協力を得ながら、事業活動を通じての顧客・利用者等に対する防犯対策の普及啓発など、事業者が地域社会の一員として主体的に取り組む防犯CSR活動を促進します。

【警察本部生活安全総務課】

■事業者の皆さんへ■

防犯CSR活動により、事業者の皆さんをとりまく環境の安全だけでなく、地域社会全体の安全性や、地域住民の安心感の醸成にも繋がります。

まずは見守りなど、無理のない範囲でできることから活動してみませんか。

参考指標

取組内容	現状値
警察本部と事業者による地域安全活動の推進に関する協定の締結	55 事業者等 (令和7年3月)

(2) 職場防犯リーダー*23による情報発信

各事業所における「職場防犯リーダー」の選任を進め、同リーダーを中心とした職場内での犯罪・防犯情報の発信活動を行うことにより、職場から家庭へ、家庭から地域へと防犯活動の輪の拡大を図ります。

【警察本部生活安全総務課】

■職場防犯リーダーの皆さんへ■

職員が犯罪被害に遭わないため、職場での犯罪情報や防犯情報の発信活動を行いましょう。

参考指標

取組内容	現状値
職場防犯リーダーモデル事業所数	409 事業所 (令和7年4月)



*22：事業者が社会貢献として行う防犯活動

CSR (Corporate Social Responsibility)とは、企業が社会の一員として果たすべき責任を意味しており、環境保全や社会福祉、防災など、様々な分野でCSR活動が展開されています。その中で事業者が行う、犯罪の被害防止などの地域の安全に貢献する取組を「防犯CSR活動」といいます。

*23：事業者における自主防犯対策を促進するとともに、社会人が、日常生活の中で最も多くの時間を過ごす「職場」において、自主防犯活動が促進されるよう、指定した事業所ごとに選任したリーダーのことです。

6 健全で魅力あるまちづくりの推進

(1) 健全で魅力ある繁華街・歓楽街の形成

県民、事業者及び行政等の協働・連携を進め、魅力的な商業地の形成を支援し、風俗環境の浄化活動などによる健全で魅力あるまちづくりを促進します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

商店街や自治体と連携した合同パトロールや清掃活動に参加するなど、健全で魅力的な繁華街・歓楽街を目指しましょう。

参考指標

取組容	現状値
流川・薬研堀地区の街頭防犯カメラの維持管理	30基 (令和7年3月)

(2) 行政が一体となった安全安心なまちづくりの推進

市町との連携、情報共有を一層強化し、安全なまちづくり大会の開催や安全なまちづくり協議会の設置などを通じて、県民、事業者及び行政が一体となった地域ぐるみの取組を推進します。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

市町等が開催するまちづくり大会等では、防犯に関する様々な取組や施策などを知ることができます。

自分が住んでいる地域の情勢や防犯情報を知り、防犯意識を高めましょう。

参考指標

取組内容	現状値
市区町安全・安心なまちづくり担当課（室）長会議の開催	1回 (令和7年5月)



Ⅲ 環境づくり

防犯性に配慮した施設の整備等を進め、犯罪に遭わない、犯罪を起こさせない「犯罪予防力」(防犯性)に優れた生活環境を創り出します。

取組の方向

- 安全安心なまちづくりには、道路、公園、住宅及び店舗など、県民が安心して暮らせる、犯罪防止に配慮した生活空間の整備等を進め、犯罪を企てる者に犯行の機会を与えない犯罪の起こりにくい生活環境を整えていくことが重要です。
- 防犯性に優れたまちづくりを進めるため、防犯指針を踏まえた公共空間や住宅等の整備・普及を促進するほか、身近な生活環境の点検を行い、犯罪を誘発するおそれのある環境の解消に向けた活動を進めます。
- 地域ぐるみの防犯活動が長期にわたって継続的に行われるよう、地域の取組を下支えする活動環境を整備し、県民に安全と安心をもたらす仕組みづくりを進めます。



1 防犯に配慮した生活空間の整備促進

(1) 住宅における防犯対策の推進

住宅関連業者等と連携し、防犯性に優れた住宅建築の整備や防犯建物部品等の普及を推進していくことで、犯罪被害を未然に防止していきます。

【土木建築局住宅課】

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

犯罪被害の未然防止に配慮した住宅の普及を推進していますので、防犯性に優れた住宅に関心を持ちましょう。

参考指標

取組内容	現状値
子育てスマイルマンション*24の供給戸数	2,805戸 (令和6年)
使用目的のない空き家件数	11万4,700件 (令和5年)

(2) 犯罪被害に遭いにくい製品の普及

事業者と関係行政機関が連携し、犯罪被害を未然に防ぐ対策として、防犯性能の高い製品の普及を働きかけていきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

身の回りの点検を行い、犯罪の被害に遭わないために防犯性能の高い製品や防犯対策グッズを活用しましょう。

*24：マンションの住戸内・共用部などの「ハード仕様」、子育て支援サービス提供などの「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮しているとして広島県が認定するマンションをいいます。

(3) 防犯カメラ等の設置促進

市町、町内会、商店街等で設置する防犯カメラ、防犯灯等について、補助制度や優良事例を広報していくことで、設置の機運を高め、防犯設備の整備を支援していきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

防犯性に優れたまちづくりを進めるため、防犯カメラの設置に対するご理解とご協力をお願いします。

参考指標

取組内容	現状値
防犯カメラ設置台数	市町設置 2,420 台 補助金設置 858 台 (令和6年度)

(4) 犯罪の起こりにくい店舗づくりの推進

普段利用する店舗で、万引きや自転車盗難などの犯罪被害が起きないように管理者へ対策を働きかけることにより、犯罪の起こりにくい店舗づくりを促進していきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 事業者の皆さんへ ■

犯罪の起こりにくい店舗づくりを促進することで、生活圏内で被害者も加害者も出さない地域社会を目指していきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
「万引き追放宣言の店*25」の店舗数	2,441 店舗 (令和7年4月)



*25：万引きされない環境づくりを推進するため、県内の主要な小売業者により、平成22年に開催された「万引き防止対策会議」に参加した40社（1,600店舗）が「万引き追放宣言」を行いました。
同会議以降、警察本部を中心として宣言事業者のネットワークの拡充を図り、令和7年4月末現在、2,411店舗にまで拡充しています。

2 被害者支援と再犯防止

(1) 犯罪被害者等への支援の充実

被害にあった方が少しでも安心を取り戻せるよう、行政、警察、民間支援団体等で連携し、しっかりとサポートしていきます。

また、犯罪被害等の支援及び相談窓口に関する情報発信や広報活動の強化に取り組みます。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

精神的なショックや不安を感じたときは、信頼できる人や専門機関に話すことが大切です。

不安なことがありましたら、どんな些細なことでも結構です。被害者支援センター*26等の相談窓口にご相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
犯罪被害者等の相談窓口のいずれかを知っている人の割合	68.9% (令和6年)

(2) ストーカー・配偶者暴力・性犯罪被害に対する支援

ストーカー・DV等の相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携し安全な場所への避難や生活に関するサポートを行います。

また、被害が潜在しやすい性犯罪・性暴力被害者について、被害の多い若年層に対する効果的な啓発を行っていきます。

【健康福祉局こども家庭課】

【環境県民局県民活動課】

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDV等はできるだけ早く相談・通報することで、的確な対応や証拠の確保ができるようになります。一人で抱え込まず、すぐに配偶者暴力相談支援センター*27や性被害ワンストップセンター*28等の相談窓口にご相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
デートDV*29に関する精神的暴力の認識率（高校生）	64.8% (令和6年)

*26：犯罪被害に遭われた被害者とその家族に対し、電話・面接相談、裁判所への付き添いなどを行うほか、広く市民対象のシンポジウムや講演会を通しての啓発活動、弁護士並びに臨床心理士による専門相談を行うなど、犯罪被害者等のさまざまな被害の早期の回復や軽減を図っています。

*27：配偶者からの暴力についての相談や自立のための支援を行う機関。

*28：性被害・性暴力被害者に対して、被害直後から総合的な支援（医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援など）を可能な限り一か所て提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康に回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として県が運営する相談窓口です。

*29：DVとは、Domestic Violence の略であり、ここでは、配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）のことを指しています。配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者や生活の拠点を共にする交際相手、また元配偶者等を含み、恋人からのDVは「デートDV」と呼ばれています。

(3) 再犯防止*30の推進

罪を犯してしまった人が、被害者の心情を理解した上で、社会復帰の意欲を持ち立ち直ることができるよう更正支援を行い、一人ひとりがやり直せる社会、暖かく支え合える環境をつくっていきます。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

一度罪を犯した人が、再び過ちを繰り返さないようにすることは、地域の安全と安心につながります。

再犯を防ぐには、本人の努力だけでなく地域全体の支えが必要です。地域のみなさんで再出発を目指す人たちを見守り、支え合える環境をつくっていきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
再犯防止施策市町会議の開催	1回

(4) 薬物乱用*31防止対策の推進

大麻など、違法薬物の乱用を防ぐため、警察、行政、教育機関などで連携を取り、薬物の正しい知識や恐ろしさを伝えていくことで薬物乱用を許さない社会づくりを目指します。

【健康福祉局薬務課】

■ 県民の皆さんへ ■

行政や関係機関が提供する資料や薬物乱用防止教室を活用して、薬物の危険性や依存性について積極的に正しい知識を身に付けましょう。

参考指標

取組内容	現状値
薬物乱用防止指導員*32による啓発活動	薬物乱用防止指導員 委嘱者 364名 (令和7年3月)



*30：犯罪をした人たちが犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいいます。

*31：医薬品を本来の目的とは異なった目的・用法・用量で使用したり、医療目的のない薬物を、快感などを得る目的で不正に使用したりすることです。

*32：広島県の委嘱を受け、地域の特性に応じた薬物乱用防止のための啓発活動を行う方のことをいいます。

3 多文化共生*33のための環境整備

(1) 外国人のための相談窓口の運営と周知

在留外国人が安心して暮らせるよう、多言語で対応する相談窓口の運営と周知を図ります。

【地域政策局国際課】

■ 県民の皆さんへ ■

外国人相談窓口では、県内で暮らす外国人の日常生活に関する相談のほか、法律・人権等の専門的な内容の相談に多言語で対応できる体制を整えています。

困りごとがある外国人には、外国人相談窓口を御紹介いただき、外国人が地域の一員として活躍できる環境づくりを進めていきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
公的な相談窓口の認知度	49.3% (令和6年)

(2) 外国人との共生推進

在留外国人と地域住民との交流など、在留外国人の地域活動への参画を促進することにより、共生に向けた基盤づくりを推進します。

【地域政策局国際課】

■ 県民の皆さんへ ■

県内で暮らす外国人が、社会の一員として地域と交流ができるように、お互いの文化を学び、相互理解に努めましょう。

参考指標

取組内容	現状値
公的な相談窓口の認知度【再掲】	49.3% (令和6年)

【ひろしま国際センター*34のホームページから】

*33：国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的なちがいを認め合い、対等の関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいいます。

*34：広島県における国際化の進展に伴い、県内の民間企業と行政が共同で設立した公益財団法人で、幅広い国際交流・国際協力および地域における多文化共生を推進しています。外国人が抱える困りごとや悩みを、多言語で相談できる相談窓口を開設しています。

4 安全なサイバー空間の確保

(1) サイバー空間における浄化活動の推進

サイバー防犯ボランティア等の関係機関・団体への情報提供や活動支援を推進するとともに連携を強化し、インターネット上の違法・有害情報に対する削除依頼等の対策を行い、サイバー空間の浄化を図ります。

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットは安全に利用すれば便利な反面、インターネット上には違法薬物や闇バイト等の犯罪行為を誘発する違法情報も見受けられます。

インターネット上において、違法・有害情報等を発見したときは、警察や違法・有害情報相談センター*35 やインターネットホットラインセンター*36 などの関係団体等に通報をお願いします。

参考指標

取組内容	現状値
違法・有害情報の通報	2,767 件 (令和6年)



サイバー防犯ボランティア委嘱式

(2) サイバー空間の脅威に関する情報共有の推進

通信事業者をはじめとした民間事業者や大学の有識者等との連携を強化し、サイバー空間の脅威に対する情報共有を進めます。

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察や事業者等が発信する情報や防犯教室やセミナー等に参加し、インターネットに対する防犯意識を高め、防犯行動がとれるようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
CSP広島担当者会議*37 の開催	3 回 (令和6年)

*35：インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。

*36：インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口。広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行っています。

*37：令和4年に締結した「広島県サイバーセキュリティパートナーシップに関する協定（通称名：CSP広島）」に基づき、事業者のサイバーセキュリティ対処力を強化し、安全・安心なサイバー空間の実現を図る目的で開催している担当者会議を行います。

(3) インターネット利用における防犯意識の向上【再掲】

日々進化するインターネット環境に適応し、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、インターネットに関する防犯教室やセミナー等を開催するほか、被害防止に向けた注意喚起のための広報啓発活動を推進します。

【環境県民局県民活動課】

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットには「匿名で利用できる」「一度公開された情報は完全に削除することはできない」という特徴があることを踏まえ、適切な利用に努めましょう。

インターネットを利用する犯罪や危険について、国や自治体、警察が発信する最新の情報を入手するよう努めましょう。

インターネット上には、本当かどうか分からない情報があふれています。情報元が本当に信頼できるのか、行動する前に一度止まって考えましょう。

子供が安全にSNSなどを利用できるよう、年代に応じたフィルタリング機能を活用しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
フィルタリング利用率（スマートフォン）	32.1% (令和7年度)
サイバー犯罪被害抑止講演回数	52回 (令和7年10月)



第2 安全安心をもたらす警察活動

IV 警察活動の強化

犯罪の発生を未然に防ぐとともに、犯罪行為に対する厳正で迅速・的確な対応を図ることにより、治安基盤を強化するための施策を推進します。

1 犯罪抑止活動

(1) 多発する犯罪の抑止対策の推進

多発する自転車盗や万引きなどの犯罪の抑止のため、学校、事業者及び関係団体等と連携して総合的な防止対策を進めるとともに、検挙活動を強化します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

自転車盗の被害全体の7割以上が無施錠での被害となっています。
駐輪するときは必ず鍵をかけるなどの防犯対策を心がけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
自転車盗の認知件数	3,670 件
万引きの認知件数	2,495 件
	(令和6年)

(2) 街頭警察活動の強化

犯罪の発生状況などに応じた効果的なパトロール活動を実施するなど、犯罪の検挙・抑止に向けた活動を強化します。

また、地域の治安に関する要望や問題を把握し、その解決に取り組むとともに、巡回連絡を通じて犯罪や交通事故の予防に関する情報発信を行います。

【警察本部地域課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察は、犯罪の発生を未然に防ぐことや犯罪被害の早期発見・解決のため、街頭活動を行っています。

犯罪行為者や不審者を見かけたり異常を発見した場合は通報や情報提供をお願いします。



パトロール活動

(3) 特殊詐欺・SNS型詐欺の被害抑止対策の推進

特殊詐欺等被害の抑止に向け、あらゆる媒体を活用した広報啓発、注意喚起を進め、金融機関をはじめとする関係事業者・団体と連携して、地域一体となった総合的な対策を推進します。

また、犯行に利用された預貯金口座の凍結など、特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策と犯行グループ等の検挙活動を強化します。

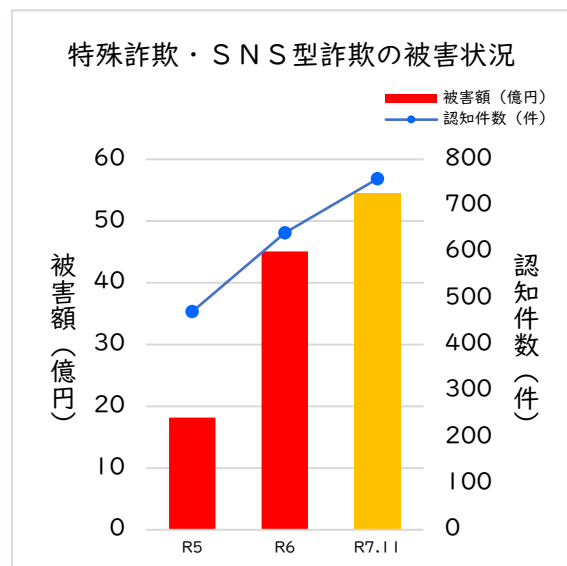
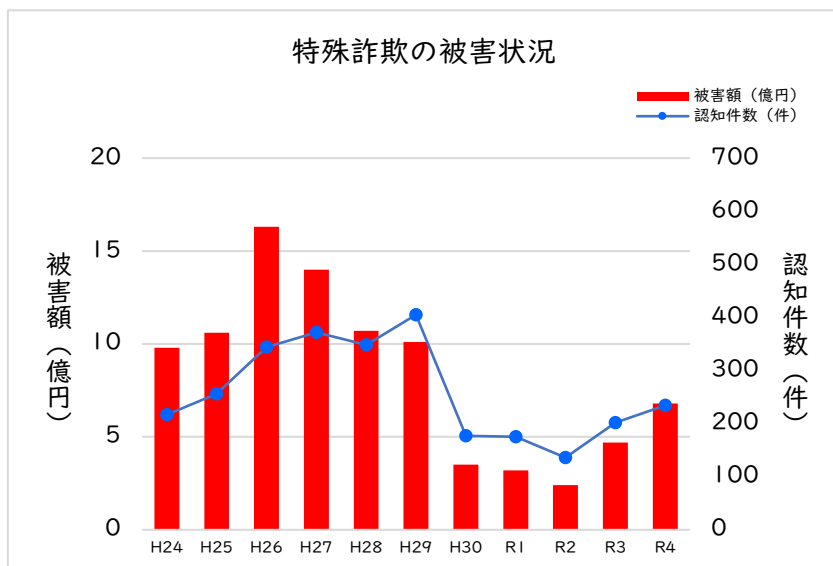
【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

特殊詐欺やSNS型詐欺の被害を防ぐには、他人事ではなく自分事と捉えることが重要です。「自分は絶対に騙されない」という過信はせず、警察や自治体等から発信される最新の詐欺の手口や具体的な対策を覚え、詐欺被害に遭わないようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
特殊詐欺・SNS型詐欺 認知件数	641 件
被害総額	約 45 億 1,239 万円
(内訳)	(内訳)
○ 特殊詐欺 認知件数	295 件
被害総額	約 11 億 6,678 万円
○ SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺 認知件数	346 件
被害総額	33 億 4,561 万円
	(令和6年)



※ 令和4年までは特殊詐欺のみで、令和5年以降は特殊詐欺とSNS型詐欺を合算

(4) 人身の安全に関わる事案*38への迅速・的確な対応

男女を問わず、ストーカー、DVや児童・高齢者・障害者虐待など、人身の安全を早急に確保する必要性の高い事案については、事案の危険性や切迫性に応じて、行為者に対する検挙、指導・警告など迅速・的確に対処するとともに、市町や関係機関と連携を図りながら、被害者への適切な保護対策を推進します。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDV、虐待などの人身の安全に関わる事案は、生命・身体に危険が及ぶ重大な事態に発展することがあります。

1人で解決しようとせず、警察や関係機関、信頼できる家族や友人に相談しましょう。

また、人身の安全に関わる事案*41は潜在化しやすく、周りからは被害を受けていることに気づかれないことも多いです。

異常や違和感を感じたら、警察や関係機関等に通報しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
ストーカー事案の相談等件数	582件
配偶者からの暴力事案等の相談等件数	2,137件
児童虐待事案の相談等件数	2,033件
	(令和6年)

(5) 警察安全相談窓口の周知・適切な対応

相談者及びその家族等関係者の置かれた状況を理解して、自衛策や対応策などが図れるよう助言や防犯指導をするとともに、必要に応じて事件化や相手方への指導・警告をするなど相談者等の生命、身体、財産に対する安全確保を図ります。

【警察本部警察安全相談課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察は、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の皆さんの安全と平穏について、総合的な窓口により相談を受け付けています。

最寄りの警察署の相談窓口で直接相談するほか、電話で相談したい場合は、警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。

参考指標

取組内容	現状値
相談窓口の周知（認知度）	39.1%
	(令和5年)

*38：ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案など人身の安全を早急に確保する必要がある事案の総称です。

(6) 効果的な交通指導取締り*39の推進

飲酒運転や無免許運転などの悪質な交通違反については、運転者のみならず、周辺者に対しても徹底した捜査を行うとともに、著しい速度超過違反や横断歩行者等妨害違反など、極めて危険性の高い違反行為に加え、暴走・爆音走行など県民から取締り要望が多く迷惑性の高い違反行為に重点を置いた指導取締りを強化します。

【警察本部交通指導課】

■ 県民の皆さんへ ■

交通ルールの正しい理解と遵守、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、交通違反をせず、交通事故を起こさないように気をつけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
交通指導取締り総件数	10万4,304件 (令和7年10月末)



(7) テロ未然防止対策の推進

テロの対象となり得る施設の管理者や、爆発物の原材料などを取り扱う事業者等と連携を強化するとともに、広く県民の協力を得て、テロに関する不審情報の早期収集を図り、テロの未然防止に努めます。

【警察本部危機管理課】

【警察本部外事課】

■ 県民の皆さんへ ■

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生むことから、テロ対策は未然防止が重要となります。

テロを未然に防ぐためにも、不審者や不審情報を見聞きした場合は、ささいなことでも警察へ情報をお寄せください。

参考指標

取組内容	現状値
広島県テロ対策パートナーシップ推進会議*40の開催回数	1回
広島県テロ対策パートナーシップ推進会議構成機関による合同訓練の実施回数	33回 (令和6年)

*39：交通安全と円滑を図るため、警察が交通法令に違反した人を検挙又は指導警告等する活動全般をいいます。

*40：平成30年9月、官民一体となったテロ対策を推進することにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的に設立されました。

警察・自衛隊・海上保安庁・消防等の事態対処機関のほか、海空港、公共交通機関、ライフライン事業者、大規模集客施設などの59機関・団体（令和5年9月現在）の危機管理・安全管理部門の責任者等を会員として構成されています。

2 犯罪検挙活動

(1) 凶悪犯罪*41等の徹底検挙

殺人、強盗などの凶悪犯罪等に対しては、初動警察活動を強化するとともに、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使した重点的な捜査を行い、徹底検挙します。

【警察本部捜査第一課】

■ 県民の皆さんへ ■

凶悪犯罪の早期検挙には、犯人に繋がる情報が欠かせません。
どのような些細な情報でも警察にお寄せください。

参考指標

取組内容	現状値
重要犯罪*42の検挙率	90.6% (令和6年)



(2) 組織犯罪*43対策の推進

暴力団や匿名・流動型犯罪グループによる違法な資金獲得活動が巧妙化し、獲得した犯罪収益を別の資金獲得活動に充てるなどして組織の維持・拡大を図っているため、これら組織の実態解明及び検挙活動を強化するとともに、全国警察や関係機関と連携して、違法なビジネスモデルの解体を目指します。

【警察本部組織犯罪対策第一課】

【警察本部組織犯罪対策第二課】

【警察本部組織犯罪対策第三課】

■ 県民の皆さんへ ■

近年、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により、特殊詐欺や強盗、窃盗、薬物密売等を広域的に敢行する匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が脅威となっており、これらのグループへの暴力団の関与もうかがえます。

犯罪行為を募集するサイト等を見つけても絶対に応募せず、また、応募してしまった人は犯罪に加担することなく、すぐに警察に相談してください。

*41：殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいいます。

*42：殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買をいいます。

*43：暴力団や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、拳銃及び薬物の密輸・密売組織による犯罪、来日外国人犯罪組織による犯罪など、組織を背景として行われる犯罪をいいます。



【資料編】

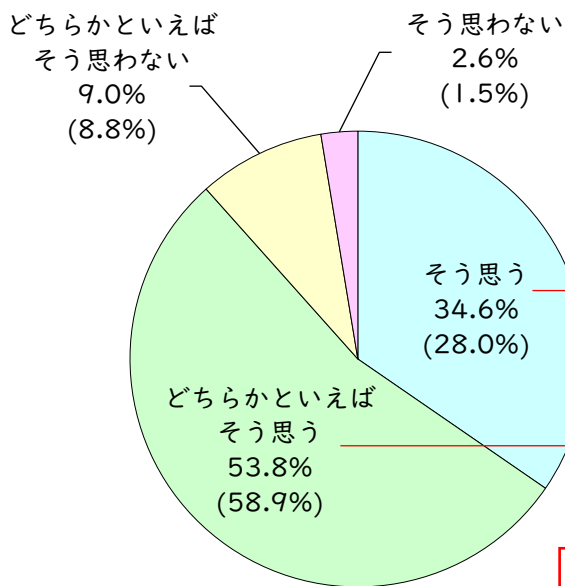
- 1 令和5年度県政世論調査
- 2 令和7年「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の施策検証調査
- 3 条例・規則・規約
 - 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例
 - 防犯指針
 - 地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則
 - 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約
- 4 参考指標一覧
- 5 「減らそう犯罪」キャンペーンロゴとマスコットキャラクター

令和5年度広島県政世論調査

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動関連の調査結果を抜粋
 (※括弧内は前回(令和2年度)調査結果)

調査対象：広島県内在住の満18歳以上の県民
 調査時期：令和5年8月31日～9月15日
 標本数：2,000人を無作為抽出
 有効回答：1,162人(58.1%)

問1 現在、お住まいの地域は、治安が良く、安全で安心して暮らせる地域だと思いますか。



治安に関する特別世論調査 (R3内閣府実施)

問 現在の日本が治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと思いますか。

- 1 そう思う (24.5%)
- 2 どちらかといえばそう思う (60.6%)
- 3 どちらかといえばそう思わない (9.9%)
- 4 そう思わない (4.0%)

85.1%

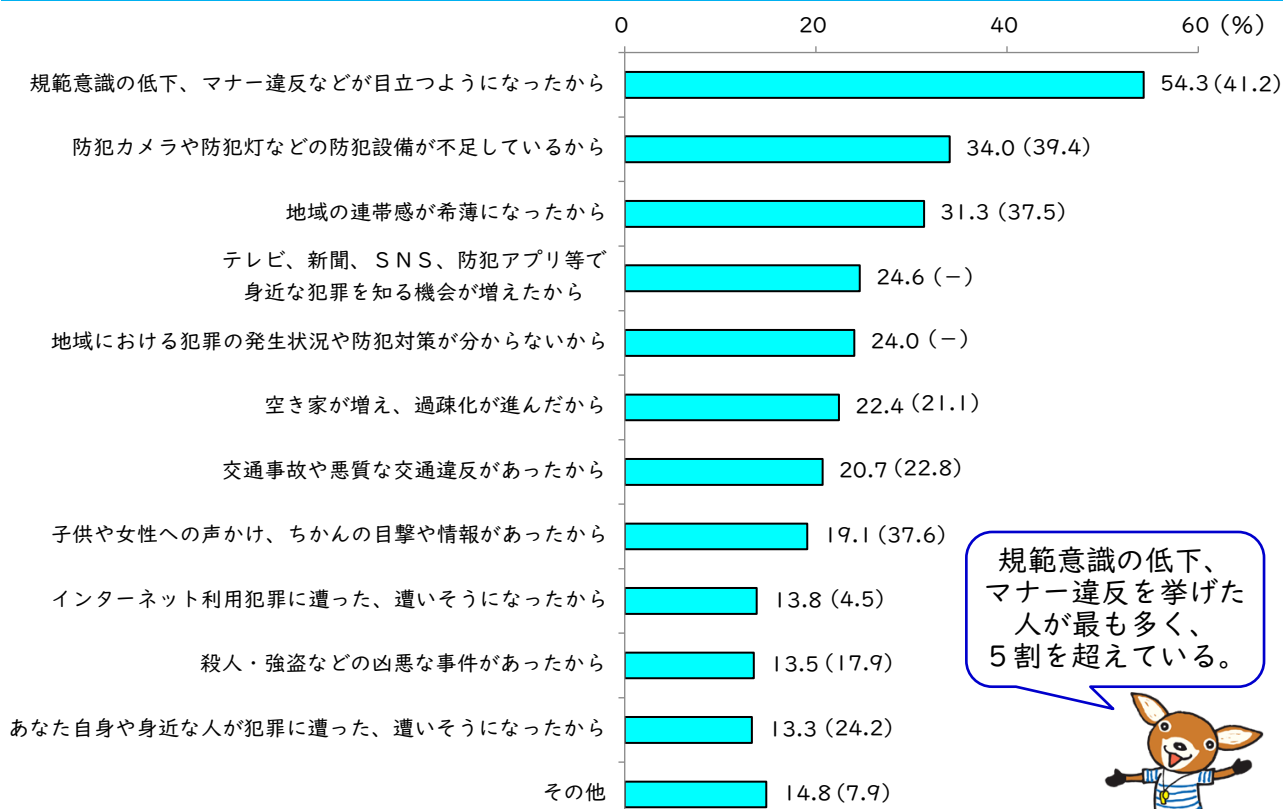
治安が良く、安全で安心して暮らせる地域だと思う人は
88.4%【前回調査は 86.9%】



88.4%

問2 お住まいの地域が治安良好と思わない理由は何ですか。

(問1で「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人のみあてはまるもの全て選択)



規範意識の低下、マナー違反を挙げた人が最も多く、5割を超えている。

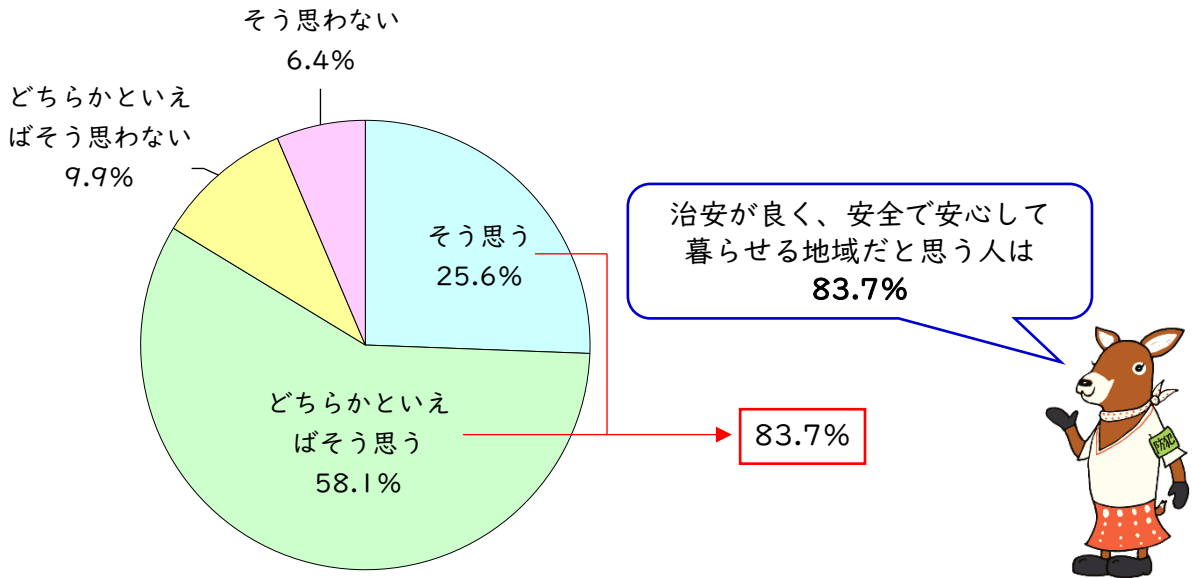


令和7年「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の施策検証調査

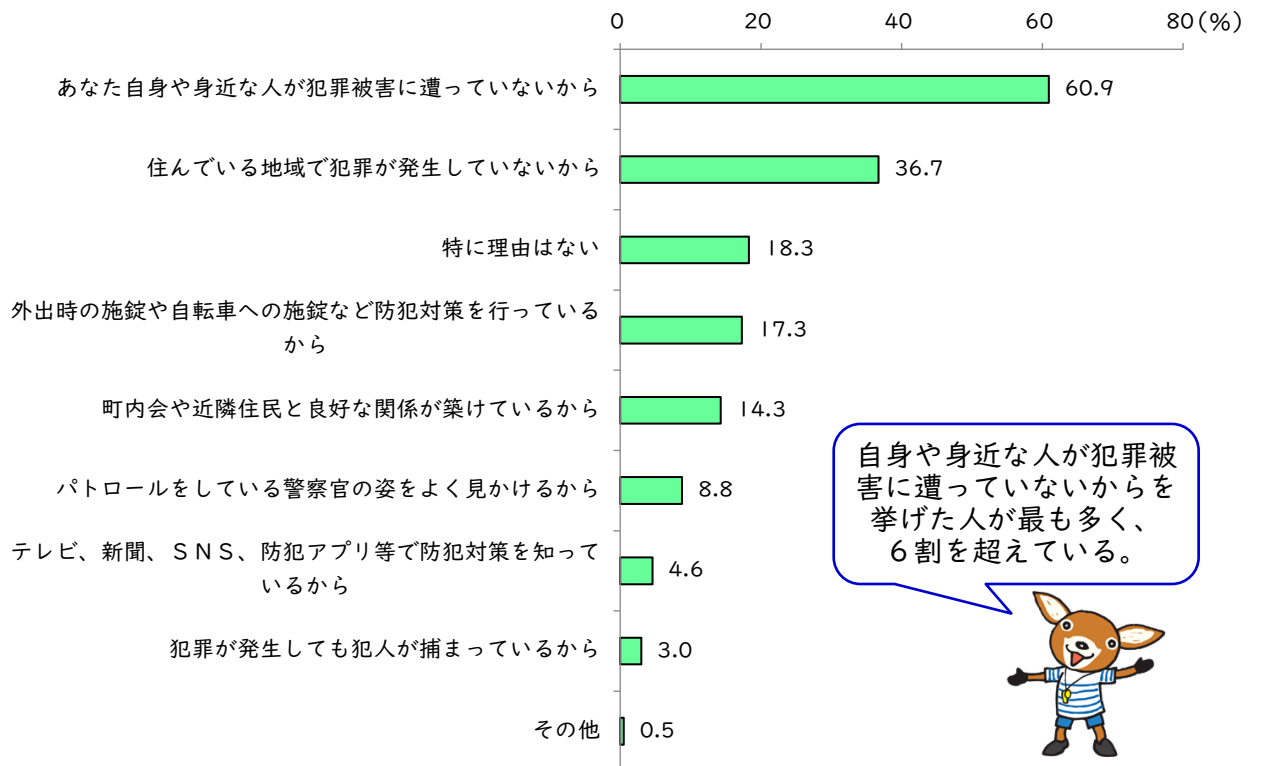
広島県警が独自に調査したもの

調査対象：広島県内在住の満18歳以上の県民
 標本数：2,013人（有効回答2,013人） 調査時期：令和7年9月26日～9月30日

問1 現在、お住まいの地域は、治安が良く、安全で安心して暮らせる地域だと思いますか。



問2 お住まいの地域が治安良好と思う理由は何ですか。 （問1で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人のみあてはまるもの全て選択）



問3 お住まいの地域が治安良好と思わない理由は何ですか。

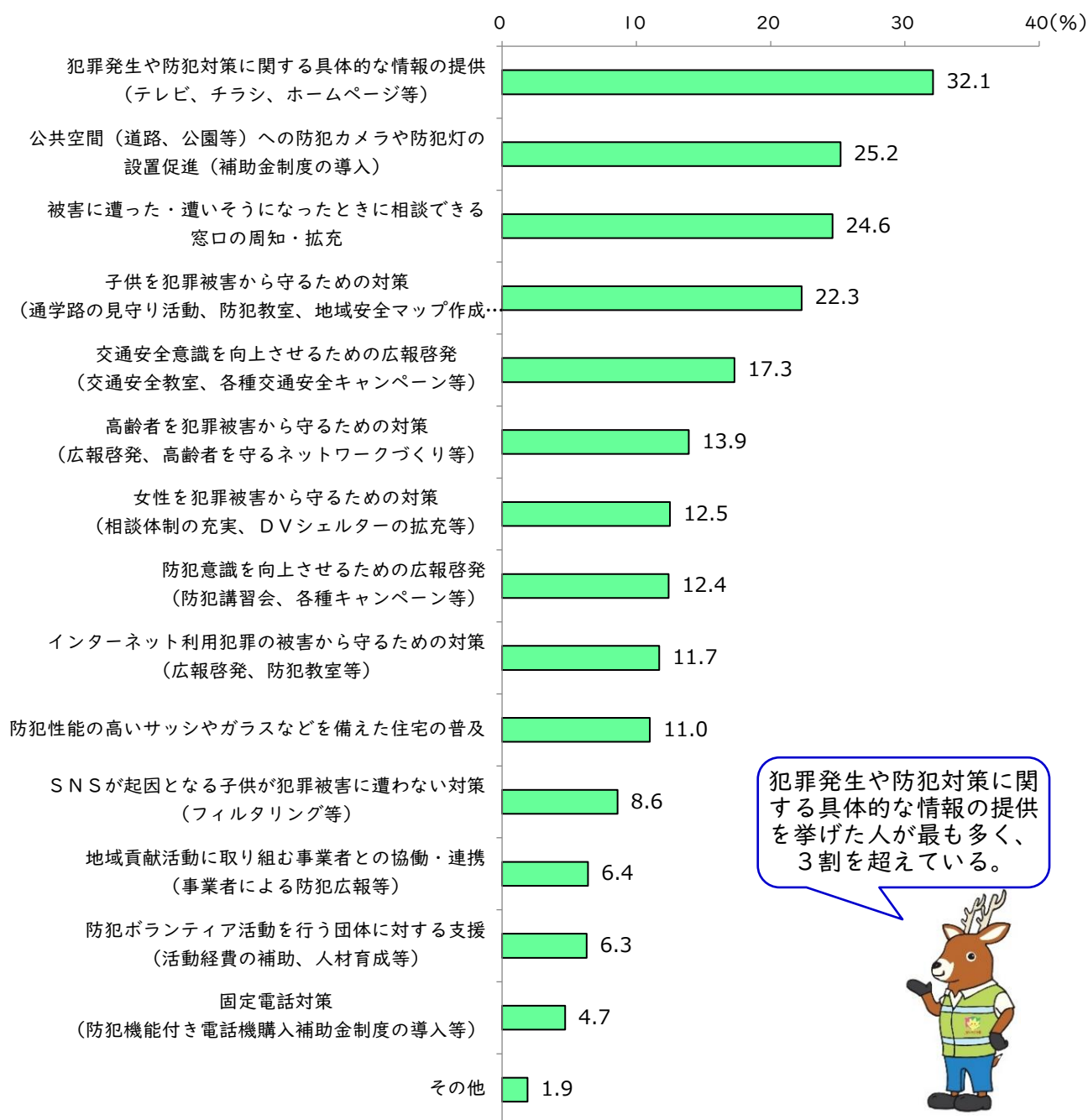
(問1で「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人のみあてはまるもの全て選択)



特に理由がないを挙げた人が最も多く、4割を超えている。



問4 安全・安心な生活を送るために、犯罪の取締り以外にどの施策を重点的に取り組んで欲しいと思いますか。(3つ選択)



犯罪発生や防犯対策に関する具体的な情報の提供を挙げた人が最も多く、3割を超えている。



問5 犯罪被害者及びその家族等の支援のための相談機関・窓口が設置されていることを知っていますか。(あてはまるもの全て選択)



広島県警の相談窓口の認知度が最も高く、3割を超えている。



問6 防犯に関する知識や行動、意識調査(あてはまるもの1つ選択)

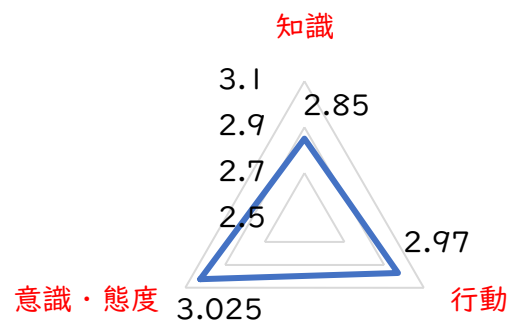
項目ごとに		
	とても当てはまる	: 5点
	だいたい当てはまる	: 4点
	どちらとも言えない	: 3点
	ほとんど当てはまらない	: 2点
	全く当てはまらない	: 1点
として数値化し、平均値を算出。		

【防犯に関する知識や行動、意識調査結果】

総合平均・・・**2.97**

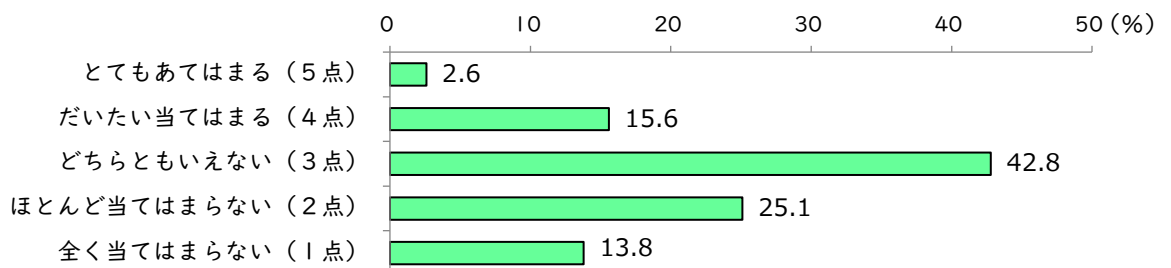
(目安)

- 1.0以下 ~ かなり低い
- 1.1~2.0 ~ 低い
- 2.1~3.0 ~ 普通
- 3.1~4.0 ~ 高い
- 4.1~5.0 ~ とても高い

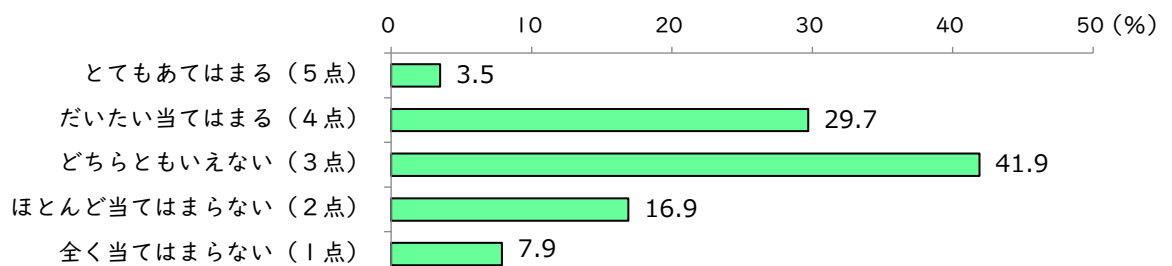


問6-1 知識について(犯罪や手口を知っている割合)・・・平均値2.85

問6-1-1 最近、地域で発生している犯罪や被害について知っている・・・平均値2.7

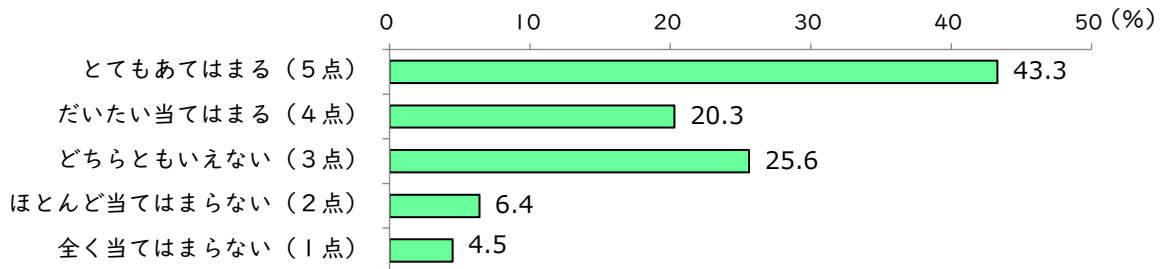


問6-1-2 特殊詐欺の手口を知っている・・・平均値3.0

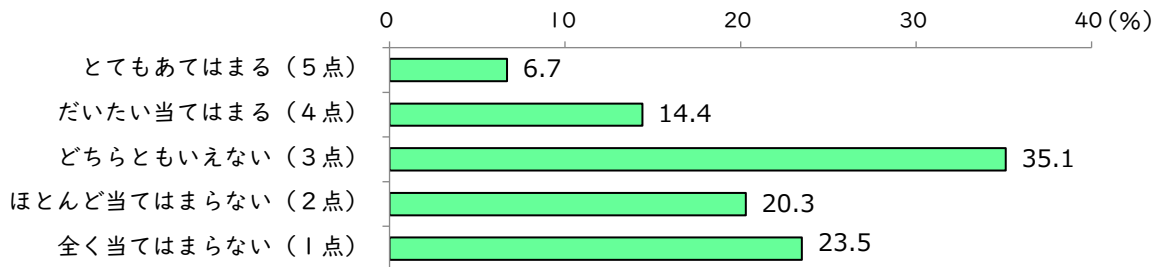


問6-2 行動について(実際に防犯行動をとっている度合い) … 平均値2.97

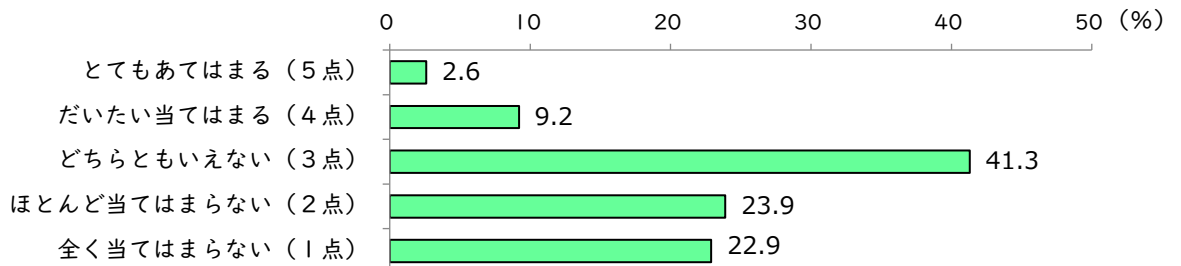
問6-2-1 外出時、玄関や窓に必ず鍵をかけている … 平均値3.9



問6-2-2 防犯設備(防犯ブザー、カメラ、センサーライト等)を使っている … 平均値2.6

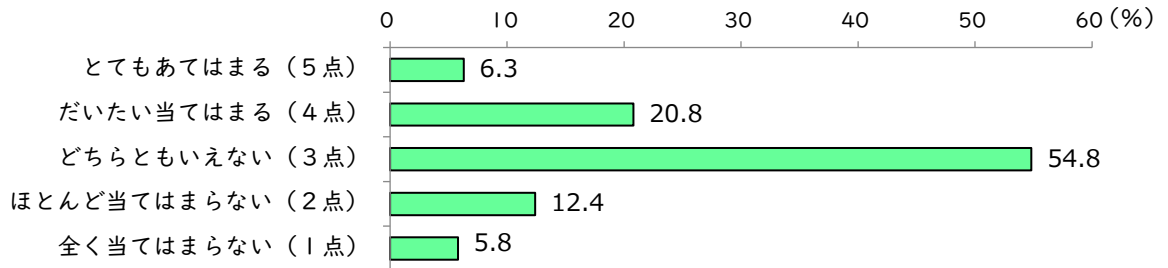


問6-2-3 不審者や不審な車を見かけたら通報や声掛けをしている … 平均値2.4

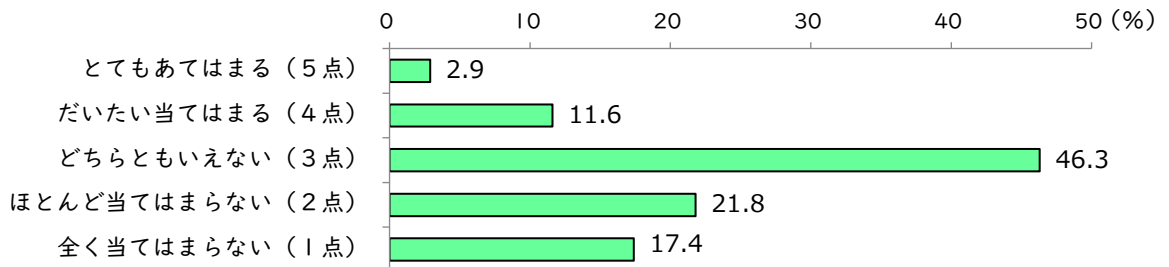


問6-3 意識・態度について(危機感や参加意欲、自助意識) … 平均値3.025

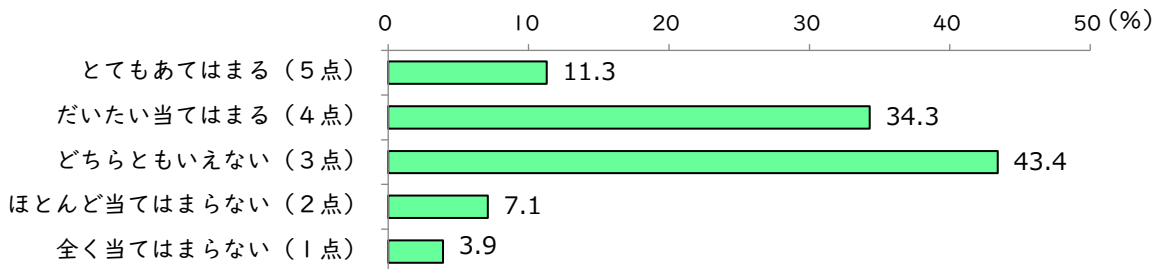
問6-3-1 自分や家族が犯罪被害に遭う可能性があると思う … 平均値3.1



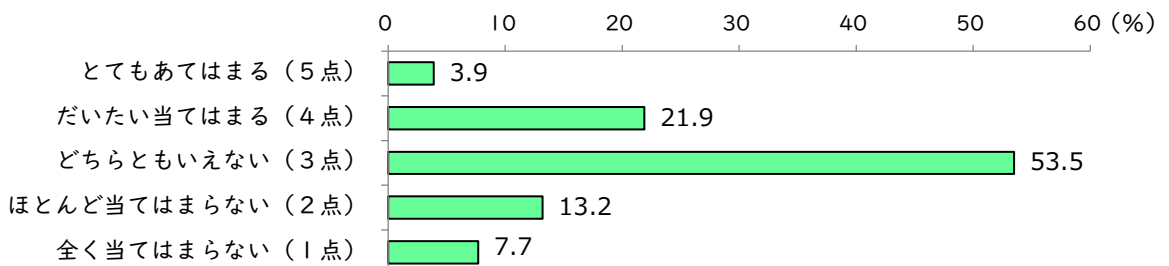
問6-3-2 地域の防犯パトロールや見守り活動に参加する意欲がある … 平均値2.6



問6-3-3 防犯対策は自分で行うべきだと思う … 平均値3.4



問6-3-4 住んでいる地域でお互いに見守り、助け合いながら安心して暮らせている … 平均値3.0



「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例

(平成 14 年 12 月 20 日条例第 48 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 推進体制（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 地域における犯罪防止活動等への支援（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 子ども、高齢者、女性等の安全確保（第 11 条—第 15 条）

第 5 章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止（第 16 条・第 17 条）

第 6 章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第 18 条—第 21 条）

第 7 章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第 22 条—第 24 条）

第 8 章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第 25 条—第 27 条）

第 9 章 雑則（第 28 条）

附則

安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いであり、犯罪に遭わない安全な社会は、人々が社会経済活動を営む上で欠かすことのできない基盤である。

しかし、近年、社会構造の変化、価値観の多様化による社会の匿名性の増大、地域社会における連帯意識の希薄化、情報伝達手段の多様化による有害情報のはん濫などを背景に犯罪の発生件数が増加しており、とりわけ、乗り物の盗難、自動販売機の損壊、住宅へ侵入しての窃盗や路上での強盗など、住民の日常生活の場において発生する犯罪の増加は、見過ごすことのできないものとなっている。

こうした状況は広島県においても例外ではなく、県民の社会経済活動や将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況にあり、わたしたちは、身近なところで犯罪の起こりやすい環境が広がりつつある現状について、危機意識を持たなければならない。

今こそ、事業者、ボランティアその他すべての県民と行政が一体となって犯罪を防ぐための取組を展開することが必要である。

ここに、わたしたちは、一人一人が日常生活における安全の確保に積極的に取り組むよう努めるとともに、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることを基本に、安全な県民生活の実現を目指して不断の努力を傾けてゆくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携の下に、県民の防犯意識の向上を図り、及び犯罪の防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及その他犯罪の防止のために必要な措置等を講じ、もって安全な県民生活の実現を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町、県民、事業者等と協力して、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための総合的な取組を実施する責務を有する。

(県民の責務)

第3条 県民は、犯罪の発生状況を踏まえ、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。

2 県民は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。

3 県民は、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けていると認められるとき又は犯罪の被害を受けるおそれが明らかであると認められるときは、状況に応じて、警察官への通報その他適切な措置を講じるよう努めるものとする。

4 県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、犯罪の防止に配慮した構造を有する事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）を整備し、及び防犯機器を設置するよう努めるとともに、従業員に対し緊急時における対応を指導するなど、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。

3 事業者は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

(減らそう犯罪の日)

第5条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、毎年10月11日を「減らそう犯罪の日」とする。

2 「減らそう犯罪の日」には、犯罪の防止や犯罪の起こりにくいまちづくりについての知識の普及を図るなど、「減らそう犯罪の日」の趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

第2章 推進体制

(推進体制の整備)

第6条 県は、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

(地域安全推進指導員等の委嘱等)

第7条 公安委員会は、地域及び職域における犯罪を防止するための取組を推進するため、社会的に信望があり、かつ、犯罪防止活動に関し熱意と識見を有している者のうちから、地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員を委嘱することができる。

2 地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員の活動は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 地域安全推進指導員

- イ 地域における安全確保及び犯罪防止活動に関する指導をすること。
- ロ 防犯関係団体との連絡調整をすること。
- ハ その他地域における犯罪防止のための取組を推進すること。

(2) 職域安全推進連絡員

- イ 職域における安全確保及び犯罪防止活動に関する連絡調整をすること。
- ロ 職域防犯団体相互の情報交換をすること。
- ハ その他職域における犯罪防止のための取組を推進すること。

3 地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第3章 地域における犯罪防止活動等への支援

(地域における自主的な犯罪防止活動への支援)

第8条 県は、必要があると認めるときは、市町と協力して、自治会その他の地域における住民団体、事業者、県民等が行う犯罪を防止するための自主的な活動に対し、助言その他の支援を行うものとする。

(学生等による自主的な犯罪防止活動への支援)

第9条 県及び学校の管理者は、必要があると認めるときは、児童、生徒、学生等が行う犯罪を防止するための自主的な活動に対し、助言その他の支援を行うものとする。

(犯罪発生情報等の提供)

第10条 公安委員会は、必要があると認めるときは、前2条の活動を行う者に対し、犯罪の発生状況及び防止対策に関する情報を提供するものとする。

第4章 子ども、高齢者、女性等の安全確保

(子ども、高齢者、女性等の安全確保)

第11条 県は、子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者（以下「子ども等要配慮者」という。）を犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子ども等要配慮者の安全確保に努めるものとする。

(指針の策定)

第12条 県は、子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。

(安全教育の充実)

第13条 県は、学校又は児童福祉施設等（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関と連携して、子どもに対し、犯罪の被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育が充実するよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第14条 学校等を設置し、又は管理する者は、第12条の指針に基づき、当該学校等の施設内における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 学校等の管理者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関、子どもの保護者、地域住民及び民間の関係団体の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第15条 学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民及び警察署長は、子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等（以下この条において「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者、事業者、民間の関係団体並びに関係機関と連携して、第12条の指針に基づき、当該通学路等における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 通学路等及び子どもが利用する事業所等を設置し、又は管理する者並びに子どもが利用する交通機関を所有し、又は管理する者は、第12条の指針に基づき、当該通学路等、事業所等及び交通機関における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

第5章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止

(インターネットの利用に係る犯罪被害の防止の措置)

第16条 県は、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、県民、事業者等に対し、情報の提供、助言、その他の必要な措置を講じるものとする。

(指針の策定)

第17条 県は、インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定めるものとする。

第6章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及)

第18条 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第19条 県は、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、防犯上の指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した駐車場又は駐輪場の設置等)

第20条 駐車場又は駐輪場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場又は駐輪場について、前条の指針に基づく必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(空地又は空家における犯罪防止の措置)

第21条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、又は出入口を施錠するなど、犯罪を防止するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第7章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第22条 県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第23条 県は、住宅の用途に供する建築物について、防犯上の指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の建築)

第 24 条 住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び住宅の工事施工者は、当該住宅について、前条の指針に基づく必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第 8 章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第 25 条 自動車、原動機付自転車及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等に防犯機器を装備するなど、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第 26 条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、当該自動販売機に警報装置、補助錠等を装備するなど、犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置しようとする者は、前項に規定する犯罪の防止に配慮した自動販売機の設置に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した錠前の普及)

第 27 条 錠前業者（主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合いかぎの作成若しくは販売を業として行う者をいう。）は、ピッキング（かぎ以外の物をかぎ穴に差し込んで、当該錠前を損傷、破壊その他その本来の機能を損なうことなく解錠することをいう。）その他の方法により容易に解錠されない構造及び材質を有する錠前の普及に努めるものとする。

第 9 章 雑則

(指針の策定手続等)

第 28 条 県は、第 12 条、第 17 条、第 19 条又は第 23 条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日広島県条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 6 日広島県条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 11 日広島県条例第 54 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日広島県条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

防犯指針

防犯指針は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の規定に基づき、子ども・女性・高齢者等の安全確保、インターネット、道路・公園・駐車場及び駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るための方策を示すものです。

それぞれの指針は、県民や事業者等に対し何らの具体的な義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な取組みを促すものです。

指針の名称	根拠規定	指針の内容
子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針	12 条	○安全教育の充実（子ども） ○学校等における安全の確保（子ども） ○通学路における安全の確保（子ども） ○子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保（子ども） ○児童虐待の防止（子ども） ○子どもの性犯罪・性暴力被害の防止（子ども） ○安全確保に向けた自主的な取り組み（高齢者、女性、要配慮者） ○安全確保に向けた地域における取組（高齢者、女性、要配慮者）
インターネットの安全利用に関する防犯指針	17 条	○インターネットの利用に係る犯罪被害を防止するための基本的な対策 ○インターネットを安全に利用するための社会的な取り組みの推進
道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針	19 条	○犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及
住宅の用に供する建築物に関する防犯指針	23 条	○犯罪の防止に配慮した共同住宅・一戸建て住宅の普及

詳細は県警ホームページでご確認ください。

○ 県警ホームページ

広島県警察トップ

> 安全安心なくらし

> 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動

> 防犯指針

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則

(平成15年3月20日公安委員会規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年広島県条例第48号。以下「条例」という。）第7条に規定する地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員（以下「地域安全推進指導員等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域安全推進指導員等の基本的な心構え)

第2条 地域安全推進指導員等は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意しなければならない。

2 地域安全推進指導員等は、常に人格識見の向上並びに活動の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 地域安全推進指導員等は、正当な理由がなく、その委嘱を受けた活動を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。地域安全推進指導員等でなくなった後も、同様とする。

(委嘱)

第3条 公安委員会は、条例第7条第1項の規定による地域安全推進指導員等を委嘱する場合には、あらかじめ活動区域を定め、その活動区域ごとに行うものとする。

(任期)

第4条 地域安全推進指導員等の任期は、2年とする。ただし、補欠の地域安全推進指導員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地域安全推進指導員等は、2回に限り再任されることができる

(活動内容)

第5条 地域安全推進指導員は、おおむね次のような活動を行うことにより、条例第7条第2項第1号ハに規定する地域における犯罪防止のための取組の推進を行うものとする。

(1) 地域住民、ボランティア、防犯団体などの意見若しくは要望を関係機関に伝達し、又は関係機関からの情報を地域住民、ボランティア、防犯団体などに提供するなどの活動

(2) 地域住民に対して防犯講演を行い、又は地域住民と共同してパトロールを行うなど、地域住民の防犯意識の高揚を図るための活動

(3) 職域安全推進連絡員と協働して、地域における犯罪防止活動と職域における犯罪防止活動の連携を図る活動

2 職域安全推進連絡員は、おおむね次のような活動を行うことにより、条例第7条第2項第2号ハに規定する職域における犯罪防止のための取組の推進を行うものとする。

(1) 職域防犯団体の意見若しくは要望を関係機関に伝達し、又は関係機関からの情報を職域防犯団体に提供するなどの活動

(2) 地域安全推進指導員と協働して、職域における犯罪防止活動と地域における犯罪防止活動の連携を図る活動

(身分証明書)

第6条 地域安全推進指導員等は、その活動を行うに当たっては、地域安全推進指導員等であることを示す証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

2 地域安全推進指導員であることを示す身分証明書の様式は別記様式第1号のとおりと、職域安全推進連絡員であることを示す身分証明書の様式は別記様式第2号のとおりとする。

(標示板)

第7条 地域安全推進指導員は、自宅正面の人目につきやすい場所に別記様式第3号の標示板を掲げるものとする。

(講習及び指導)

第8条 公安委員会は、地域安全推進指導員等に対し、その活動に関し必要な知識及び技術について講習を行わなければならない。

2 地域安全推進指導員等は、その活動に関して、公安委員会の指導を受けるものとする。

(解嘱)

第9条 公安委員会は、地域安全推進指導員等から辞職の申出があったとき又は地域安全推進指導員等が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(2) 地域安全推進指導員等の活動上の義務に違反し、又はその活動を怠ったとき。

(3) 地域安全推進指導員等としてふさわしくない非行のあったとき。

附 則

この公安委員会規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日広島県公安委員会規則第7号)

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第6条関係)

(略)

別記様式第2号 (第6条関係)

(略)

別記様式第3号 (第7条関係)

(略)

広島県「減らそう犯罪」推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、広島県「減らそう犯罪」推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成14年広島県条例第48号）第6条の規定に基づき、県、市町、県民、事業者及び関係団体が自由に意見を交換し、相互に協力し合い、もって、犯罪の起こりにくい安全で住みよいまちづくりのための総合的な取組を推進することを目的とする。

(推進会議の構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等
- (2) 広島県議会議員（警察・商工労働委員会委員長）
- (3) 学識経験者
- (4) 学生の代表

2 推進会議に会長及び副会長を置く。

3 会長は、広島県知事の職にある者をもって充てる。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

(推進会議の運営等)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序に従い副会長がその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。

3 代表幹事は、広島県警察本部生活安全部生活安全総務課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を広島県警察本部生活安全部生活安全総務課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則（略）

参考指標一覧

取組内容	現状値	引用元	担当課
広島県警察安全安心アプリ「オトモボリス」のダウンロード数	12万7,900件 (令和7年10月)	県警察調べ	生活安全総務課
防犯訓練(学校を除く)の実施回数	141回 (令和6年)	県警察調べ	生活安全総務課
防犯教育の取組の実施	小学校 95.0% 義務教育学校 87.5% 中学校 80.9% 高等学校 60.8% 特別支援学校 47.6% (令和6年度)	県教育委員会調べ	豊かな心と体育育成課
フィルタリング利用率(スマートフォン)	30.5% (令和6年度)	県環境県民局調べ	県民活動課
サイバー犯罪被害抑止講演回数	52回 (令和7年10月)	県警察調べ	サイバー犯罪対策課
「学校や社会のルールを守っています。」と肯定的に回答した児童生徒の割合	小学校 95.1% 中学校 96.3% (令和6年度)	県教育委員会調べ	義務教育指導課 豊かな心と体育育成課
刑法犯少年と触法少年(刑法)の再犯者率 警察が行った小学校における犯罪防止教室の実施率	21.7% (令和3～6年の平均値) 51.7% (令和6年)	県警察調べ	少年対策課
通学路の安全点検の実施	小学校 100% 義務教育学校 100% 中学校 99.6% 高等学校 95.1% (令和6年度)	県教育委員会調べ	豊かな心と体育育成課
地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員による子供見守り活動回数	5,980回 (令和6年度)	県警察調べ	生活安全総務課
体罰によらない子育てをしている親の割合	82.6% (令和2～5年の平均値)	県教育委員会調べ	こども家庭課
女性に対する声掛け事案等	1,274件 (令和6年)	県警察調べ	人身安全対策課
ストーカー事案の相談等件数	582件 (令和6年)	県警察調べ	人身安全対策課
高齢者被害の刑法犯認知件数	1,345件 (令和6年)	犯罪統計資料	生活安全総務課
地域活動等への参加率(65歳以上)	70.4% (令和6年)	県地域共生社会推進課調べ	地域共生社会推進課
防犯ボランティア交流会の開催	3回 (令和6年)	県警察調べ	生活安全総務課
青色防犯パトロール講習会の開催	52回 (令和6年)	県警察調べ	生活安全総務課
警察本部と事業者による地域安全活動の推進に関する協定の締結	55事業者等 (令和7年3月)	県警察調べ	生活安全総務課
職場防犯リーダーモデル事業者数	409事業所 (令和7年4月)	県警察調べ	生活安全総務課
流川・葉研堀地区の街頭防犯カメラの維持管理	30基 (令和7年3月)	県警察調べ	生活安全総務課
市区町安全・安心なまちづくり担当課(室)長会議の開催	1回 (令和7年5月)	県県民活動課調べ	県民活動課

取組内容	現状値	引用元	担当課
子育てスマイルマンションの供給戸数 使用目的のない空き家件数	2,805回 (令和6年) 11万4,700件 (令和5年)	県住宅課調べ	住宅課 生活安全総務課
防犯カメラ設置台数	市町設置2,420台 補助金設置858台 (令和6年度)	県警察調べ	生活安全総務課
「万引き追放宣言の店」の店舗数	2,411店舗 (令和7年4月)	県警察調べ	生活安全総務課
犯罪被害者等の相談窓口のいずれかを知っている人の割合	68.9% (令和6年)	県県民活動課調べ	県民活動課
デートDVに関する精神的暴力の認識率(高校生)	64.8% (令和6年)	県教育委員会調べ	こども家庭課 県民活動課 人身安全対策課
再犯防止施策市町会議の開催	1回	県県民活動課調べ	県民活動課
薬物乱用防止指導員による啓発活動	薬物乱用防止指導員委嘱者 364名 (令和7年3月)	県薬務課調べ	薬務課
公的な相談窓口の認知度	49.3% (令和6年)	県国際課調べ	国際課
違法・有害情報の通報	2,767件 (令和6年)	県警察調べ	サイバー犯罪対策課
CSP広島担当者会議の開催	3回 (令和6年)	県警察調べ	サイバー犯罪対策課
自転車盗の認知件数 万引きの認知件数	3,670件 2,495件 (令和6年)	犯罪統計資料	生活安全総務課
特殊詐欺・SNS型詐欺認知件数 被害総額 特殊詐欺認知件数 被害総額 SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺認知件数 被害総額	641件 約45億1,239万円 295件 約11億6,678万円 346件 33億4,561万円 (令和6年)	犯罪統計資料	生活安全総務課
ストーカー事案の相談等件数 配偶者からの暴力事案等の相談等件数 児童虐待事案の相談等件数	582件 2,137件 2,033件 (令和6年)	県警察調べ	人身安全対策課
相談窓口の周知(認知度)	39.1% (令和5年)	県政世論調査 (広島県)	警察安全相談課
交通指導取締り総件数	10万4,304件 (令和7年10月末)	県警察調べ	交通指導課
広島県テロ対策パートナーシップ推進会議の開催回数 広島県テロ対策パートナーシップ推進会議構成機関による合同訓練の実施回数	1回 33回 (令和6年)	県警察調べ	危機管理課 外事課
重要犯罪の検挙率	90.6% (令和6年)	犯罪統計資料	捜査第一課

「減らそう犯罪」キャンペーンロゴとマスコットキャラクター

○ キャンペーンロゴ

キャラクターは、「人の手」、「もみじ（県の木）」をイメージしており、手の重なりは「連携」を意味しています。

また、色合いについては、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に責務が定められた3つの主体（県、県民、事業者）などをイメージさせるため、3色とされました。



○ マスコットキャラクター「モシカ」

【名前の由来】

防犯について「**も**っと**し**っかり**か**んがえよう！」と県民のみなさんに呼びかけたという思いから、この頭文字をとってネーミングされました。

【なぜ鹿なの？】

鹿は、世界遺産のある「宮島」で生息しており、「広島」を連想させる動物です。また、鹿は自衛意識が強く、しかも群れをなして生息する習性があることから、「安全安心なまちづくり」における「意識づくり（防犯意識）」と「地域づくり（コミュニティ）」に通じています。

